

令和8年度 第1回（第60回）魚沼市地域公共交通協議会

次 第

日 時：令和8年6月26日（金） 午後2時

会 場：魚沼市役所本庁舎3階 302会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（役員の選任）

- (1) 副会長の選任について
- (2) 監査員の選任について

（報告事項）

- (1) 令和7年度のるーと魚沼の実証運行実績について・・・・・・資料1
- (2) 令和7年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について・・・・・・資料2
- (3) 令和7年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について・・・・・・資料3

（協議事項）

- (1) 魚沼市地域公共交通協議会規約の改定（案）について・・・・・・資料4
- (2) 令和7年度協議会事業報告及び決算（案）について・・・・・・資料5
- (3) 令和8年度魚沼市地域公共交通協議会補正予算（案）について・・・・資料6
- (4) 地域公共交通計画「別紙」（フィーダー系統）（案）について・・・・資料7
- (5) 地域公共交通計画「別紙」（地域間幹線系統）（案）について・・・・資料8
- (6) 第二次魚沼市地域公共交通計画の変更（案）について・・・・・・資料9

4 その他

第二次魚沼市地域公共交通計画の配布について

地域公共交通利便増進実施計画策定の検討について

5 閉 会

令和8年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

令和8年4月1日現在

No.	区 分	所 属 等		氏 名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員（地方公共団体）	魚沼市	市長	内田 幹夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員（公共交通事業者、道路管理者等）	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社長岡統括センター	浦佐駅長	中島 宏明	兼湯沢駅長
3		南越後交通バス株式会社	乗合営業部 部長代理	武藤 文昭	
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島 由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	佐藤 貴宗	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅井 宏一	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所計画課	課長	小出 央人	
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画調整担当	計画専門員 （総括）	坂 井 浩	
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	佐藤 善行	（新）
10	法第6条第2項第3号の委員（公安委員会）	新潟県小出警察署	署長	安達 一仁	（新）
11	法第6条第2項第4号の委員（地域公共交通の利用者、学識経験者、地方公共団体が必要と認める者）	根小屋連合自治会	会長	上 村 勤	
12		小出干溝区連合自治会	会長	大平 祐介	
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	星 敦夫	（新）
14		広神連合自治会	会長	山本 信一	（新）
15		守門地区区長会	会長	榎本 珠喜	
16		入広瀬地域区長会	会長	佐藤 亘	（新）
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮腰 和弘	
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	大村 進太郎	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	吉岡 慎吾	（新）
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興グループ	地域振興 専門員	渡邊 大蔵	（新）
21		新潟県立小出高等学校	校長	行方 美幸	
22		魚沼市老人クラブ連合会	副会長	佐 藤 彰	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井口 正博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会 新潟県連合会中越地域協議会	議長	長谷川 義和	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	中沢 誠吾	（新）
事務局		魚沼市 市民福祉部 交通政策課			

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 8 条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第 9 条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第 10 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。

3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月 1 日から施行する。

この規約は、平成22年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成24年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティ協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画専門員
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局 地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 副会長
	魚沼市自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

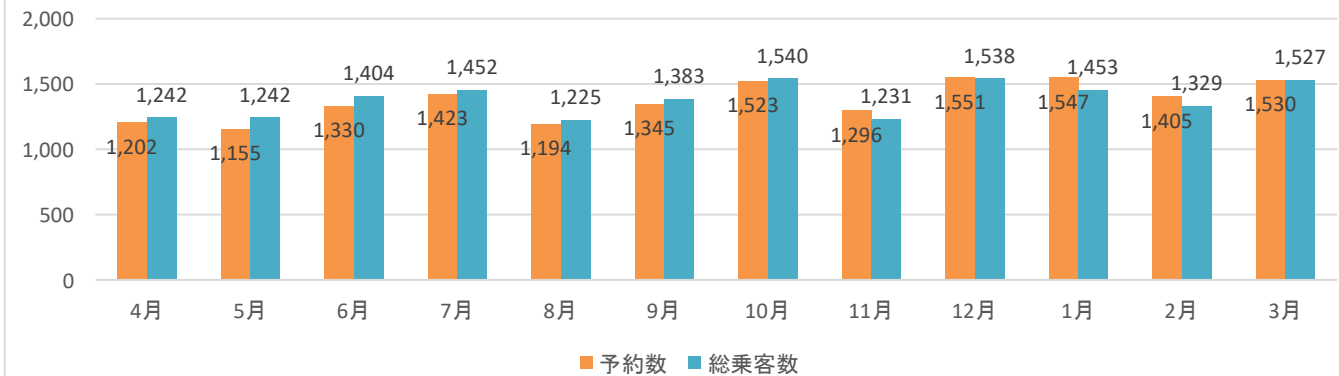
(報告事項)
資料 1

のるーと魚沼の実証運行実績について

利用実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計等
運行日数	21	20	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21	242
新規登録者数	68	54	57	50	52	53	53	48	50	75	35	42	637
累計登録者数	908	962	1,019	1,069	1,121	1,174	1,227	1,275	1,325	1,400	1,435	1,477	-
実利用者数	219	214	239	243	240	249	266	268	281	273	253	262	3,007
電話での予約率	78.02	73.75	66.88	71.42	68.00	68.76	62.27	64.09	62.87	63.32	60.42	62.28	-
アプリ等での予約率	21.98	26.25	33.12	28.58	32.00	31.24	37.73	35.91	36.87	36.13	39.58	37.72	-
各乗客の平均乗客数	5.67	5.80	5.87	5.98	5.10	5.55	5.79	4.59	5.47	5.32	5.25	5.83	-
平均乗車時間(分)	7.94	7.72	7.64	7.51	7.73	7.57	7.83	7.91	8.10	7.94	6.96	6.78	-
平均移動距離(Km)	3.17	3.02	2.99	2.96	3.05	2.92	3.16	3.14	3.19	3.04	3.12	3.20	-
平均乗客数	1.12	1.17	1.15	1.13	1.14	1.12	1.13	1.10	1.13	1.09	1.08	1.12	-
総予約数	1,202	1,155	1,330	1,423	1,194	1,345	1,523	1,296	1,551	1,547	1,405	1,530	16,501
キャンセル数	91	91	114	140	117	114	162	181	185	208	172	171	1,746
キャンセル率	7.60	7.90	8.60	9.80	9.80	8.50	10.60	14.00	11.90	13.40	12.20	11.20	10.58
総乗客数	1,242	1,242	1,404	1,452	1,225	1,383	1,540	1,231	1,538	1,453	1,329	1,527	16,566

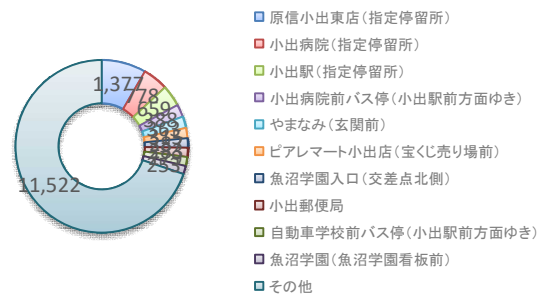
予約数及び総乗客数の推移



指定乗車場所予約数累計 (TOP10)

	総数	率
原信小出東店 (指定停留所)	1,377	8.34
小出病院 (指定停留所)	778	4.71
小出駅 (指定停留所)	659	3.99
小出病院前バス停 (小出駅前方面ゆき)	388	2.35
やまなみ (玄関前)	363	2.20
ピアレマート小出店 (宝くじ売り場前)	315	1.91
魚沼学園入口 (交差点北側)	287	1.74
小出郵便局	283	1.71
自動車学校前バス停 (小出駅前方面ゆき)	279	1.69
魚沼学園 (魚沼学園看板前)	253	1.53

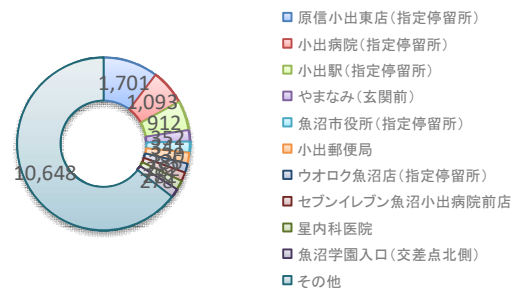
指定乗車場所予約数累計



指定降車場所予約数累計 (TOP10)

	総数	率
原信小出東店 (指定停留所)	1,701	10.31
小出病院 (指定停留所)	1,093	6.62
小出駅 (指定停留所)	912	5.53
やまなみ (玄関前)	352	2.13
魚沼市役所 (指定停留所)	341	2.07
小出郵便局	330	2.00
ウオロク魚沼店 (指定停留所)	286	1.73
セブンイレブン魚沼小出病院前店	282	1.71
星内科医院	281	1.70
魚沼学園入口 (交差点北側)	278	1.68

指定降車場所予約数累計



令和7年度「のるーと魚沼」運行収支

名 称	金 額（円）	率（％）	備 考
①運行費	51,594,400		
②売上	3,390,200		チケット精算及び現金
③国庫補助金	5,103,000		地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
④魚沼市補助額	43,101,200		①-②-③
収支率（国庫補助金除く）	6.57		②/①
収支率（国庫補助金含む）	7.29		②/（①-③）

総予約数、総乗客数は確実に増えてきています。

乗降者場所からは、利用目的は通院、買い物、通勤通学が多いことが読み取れます。

運行収支は6.57%と低く市からの補助額が大きくなっております。

今後は、利用の多い移動手段に制約のある方の人数を把握し、利用の見込みを把握したうえで、運行費や利用料、運用の見直しを必要に応じて行う必要があると考えております。

魚沼市乗合タクシー 入広瀬コミュニティバス



令和8年6月26日
第60回 魚沼市地域公共交通協議会

目次

1. 事業者別運行系統	1
2. 魚沼市ネットワーク路線図	2
3. 地域別 利用者実績	3
(1) 利用者総数の推移	4
(2) 地域別乗合タクシー推移	5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績	6
(1) 運行系統別利用者数実績	7
(2) 小出地域乗合タクシー	8
(3) 小出まちなか循環線	9
(4) 堀之内地域乗合タクシー	10
(5) 湯之谷地域乗合タクシー	11
(6) 広神地域乗合タクシー	12
(7) 守門地域乗合タクシー	13
(8) 入広瀬コミュニティバス	14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費	15
(1) 運行回数・運行率	16
(2) 運行者別事業費内訳	17

1. 事業者別運行系統

1

【地域公共交通確保維持事業 乗合タクシーの運行内容】 令和7年4月から令和8年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー
	観光タクシー株式会社	福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー 小出守門乗合タクシー 守門地域内フルデマンド便

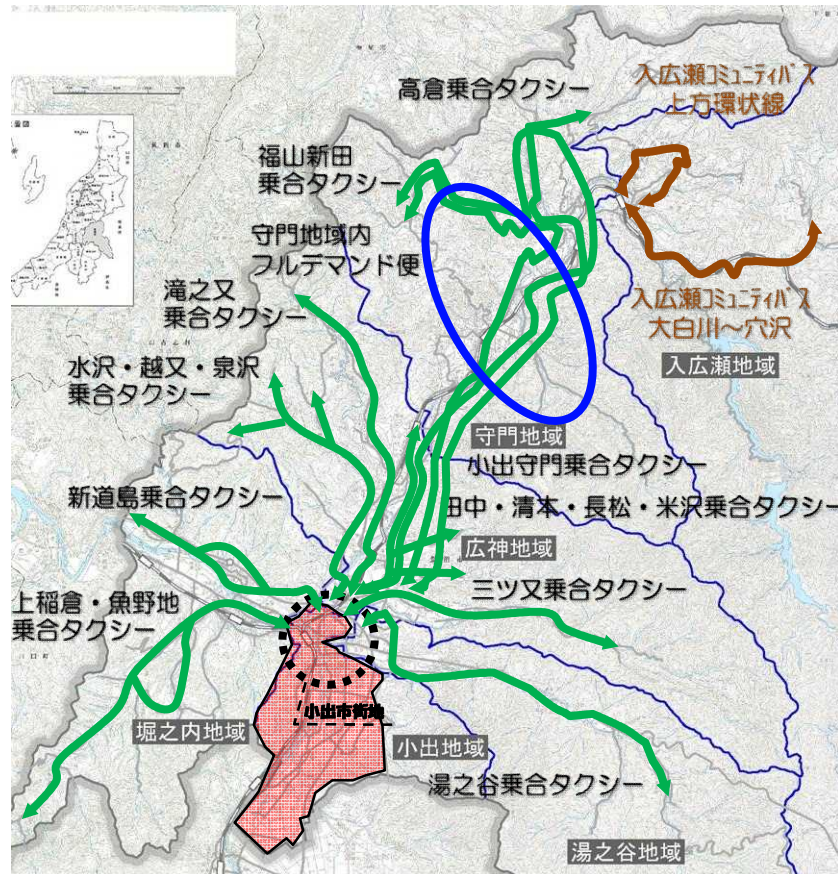
【その他 乗合タクシー等の運行内容】 令和7年4月から令和8年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	のるーと魚沼
	奥只見タクシー株式会社	のるーと魚沼
	観光タクシー株式会社	のるーと魚沼 広神地域内定期便
自家用有償旅客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス（H29.10.1～）

※令和8年からのるーと魚沼も地域公共交通確保維持事業の対象となる

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー運行内容】



◆地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)

のーと魚沼(小出地域)

- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

堀之内・広神地域

- ・JR小出駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)
- ・広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便

- ・広神老人憩の家方面行き
- ・運賃: 1回 200円

湯之谷地域

- ・JR小出駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円、400円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

守門地域

- ・JR越後須原駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 200円、400円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

※中学生以下・障がい者: 100円 未就学児: 無料

◆入広瀬コミュニティバス

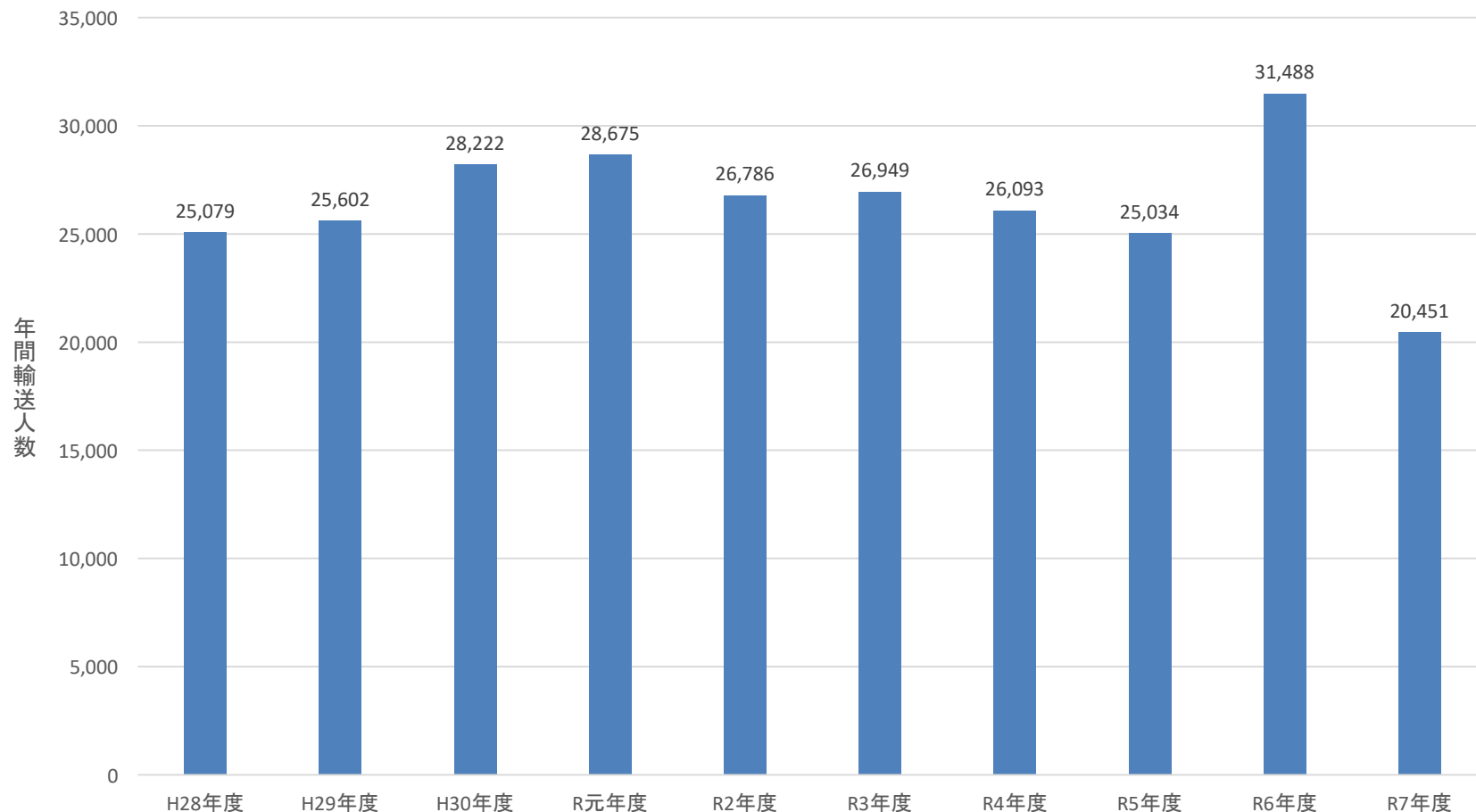
入広瀬地域

- ・入広瀬コミュニティ協議会・・・別紙

3. 地域別 利用者実績

(1)利用者総数の推移

地域や路線により利用者数の増減があるものの、全体として前年度比11,037人の減少(▲35.1%)となりましたが、「小出地域乗合タクシー」、「まちなか循環線」を廃止し、「のるーと魚沼」に移行した影響によるもので「のるーと魚沼」を加えた利用者数(37,016人)は前年度比5,528人の増加(117.6%)となりました。



※各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬乗合タクシーの各路線の利用者数を積み上げた値

※入広瀬コミュニティバス運行(H29.10.1から)

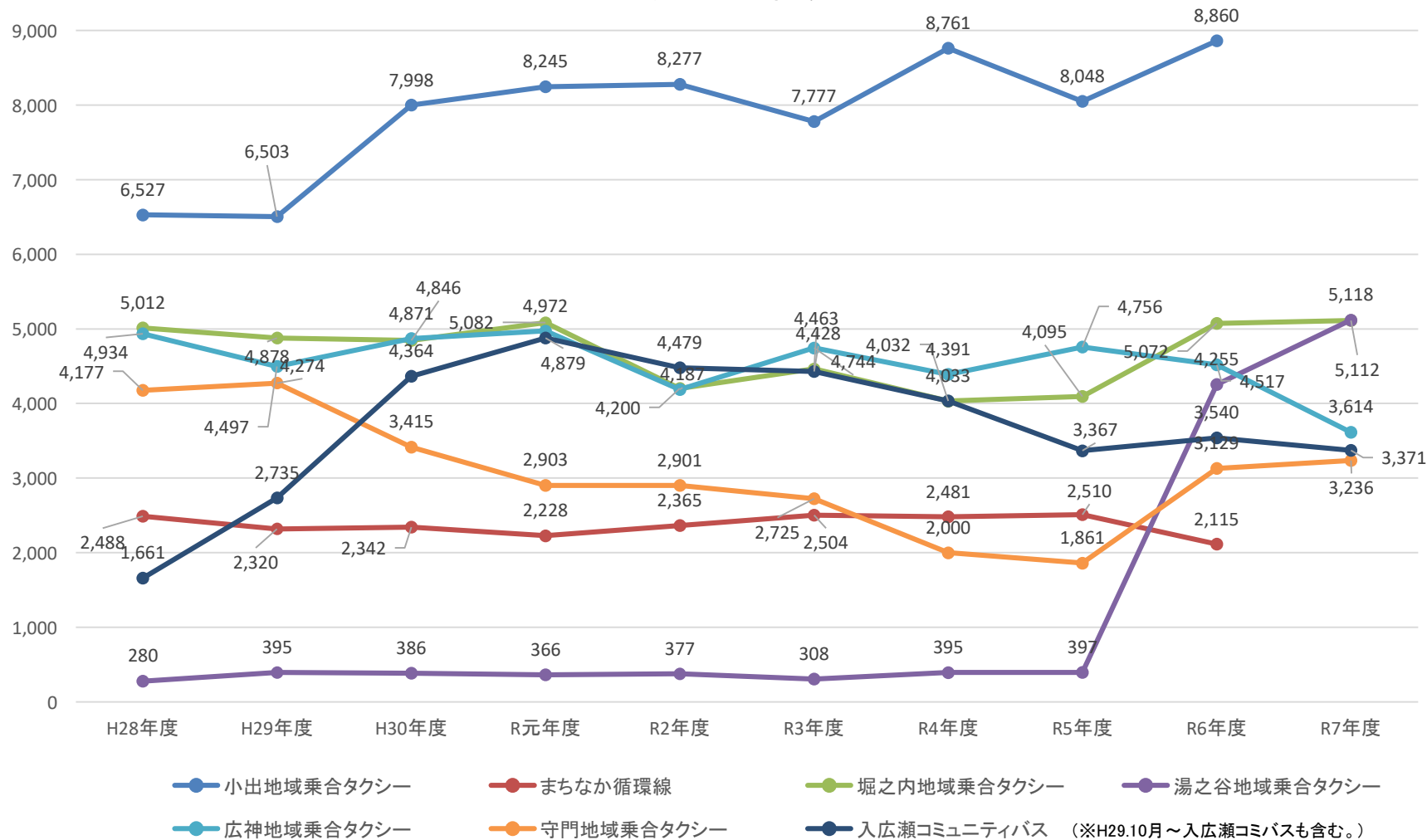
※小出地域乗合タクシー、小出まちなか循環線を廃止し、のるーと魚沼運行(R7.2.3から)

※R7のるーと魚沼利用者数: 16,565人

(2)地域別乗合タクシー推移

・令和7年2月から「小出地域乗合タクシー」、「小出まちなか循環線」を廃止し、小出地域でAIオンデマンド交通「のーと魚沼」の運行を開始いたしました。各路線の詳細な増減の推移は「4. 路線別乗合タクシー利用者実績」のとおりです。

地域別利用者数



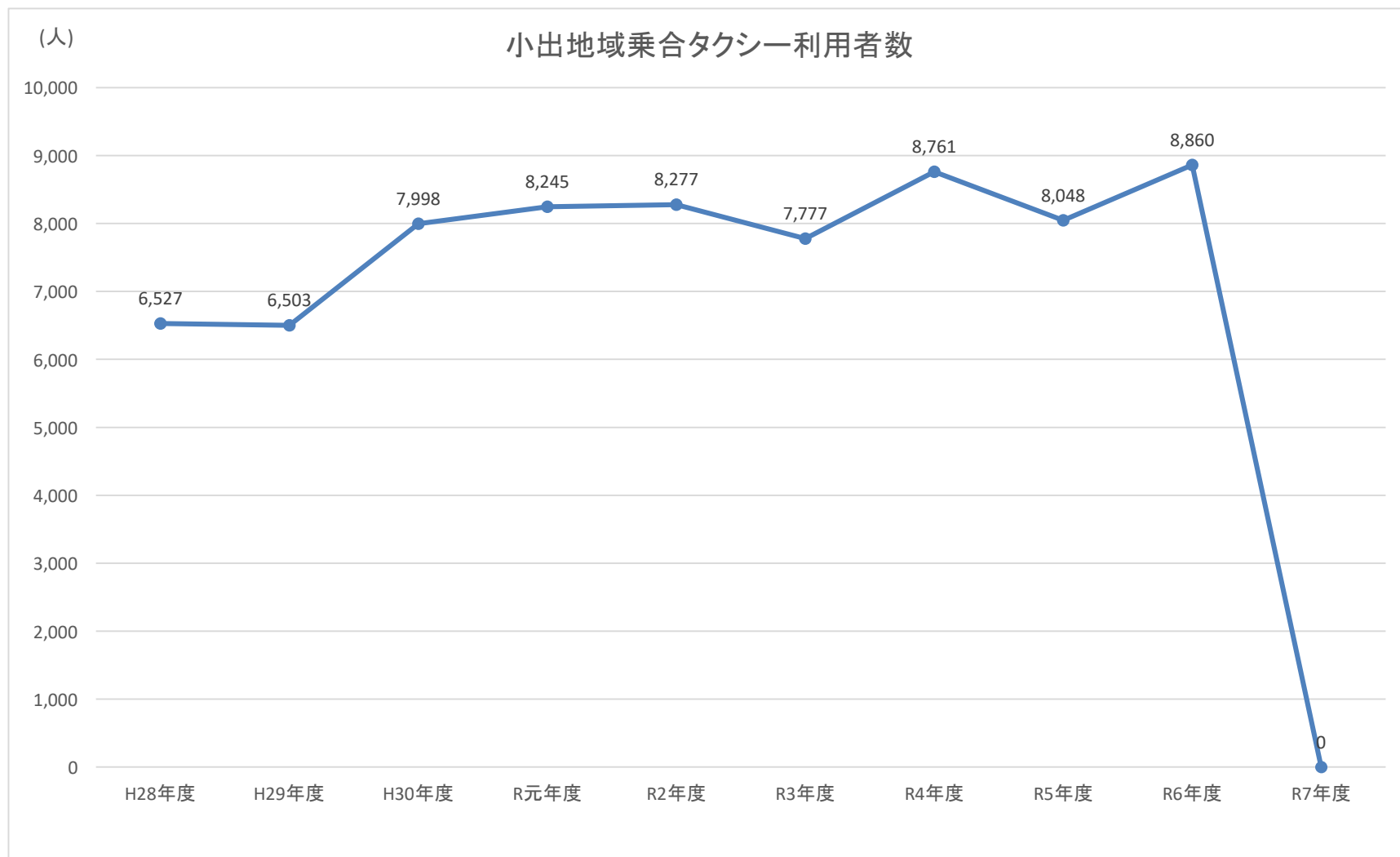
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績

(1)運行系統別利用者数実績

	運行系統	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年比
小出地域 (R7.2月から のるーと魚沼)	小出	6,527	6,503	7,998	8,245	8,277	7,777	8,761	8,048	8,860	0	0.0%
	まちなか 循環線	2,488	2,320	2,342	2,228	2,365	2,504	2,481	2,510	2,115	0	0.0%
堀之内地域	上稲倉・ 魚野地	3,724	3,564	3,760	4,068	3,174	3,392	3,062	3,181	4,068	4,174	102.6%
	新道島	1,288	1,314	1,086	1,014	1,026	1,071	970	914	1,004	938	93.4%
湯之谷地域	湯之谷	280	395	386	366	377	308	395	397	4,255	5,118	120.3%
広神地域	滝之又～ 小出	1,042	1,031	1,082	1,439	1,138	1,223	1,172	1,259	1,333	1,044	78.3%
	水沢～小出	782	804	879	948	919	940	843	994	928	657	70.8%
	田中～小出	324	452	453	447	467	569	745	819	784	723	92.2%
	三ツ又～ 小出	878	877	891	835	656	695	663	827	673	600	89.2%
	広神定期便	1,908	1,333	1,566	1,303	1,007	1,317	968	857	799	590	73.8%
守門地域 (R6.4月から 運行系統の変更)	高倉～小出	4,177	4,274	3,415	2,903	2,901	2,725	2,000	1,861	968	981	101.3%
	福山～小出									337	427	126.7%
	小出～守門									1025	1172	114.3%
	守門地域内 フルデマンド									799	656	82.1%
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,295	1,381	2,235	2,696	2,145	2,199	1,900	1,458	1,498	1,459	97.4%
	穴沢～ 大白川	366	574	1,059	1,180	1,169	977	859	1134	1039	959	92.3%
	大栃山・ 穴沢		780	1,070	1,003	1,165	1,252	1,274	775	1,003	953	95.0%
	計	25,079	25,602	28,222	28,675	26,786	26,949	26,093	25,034	31,488	20,451	64.9%

(2)小出地域乗合タクシー

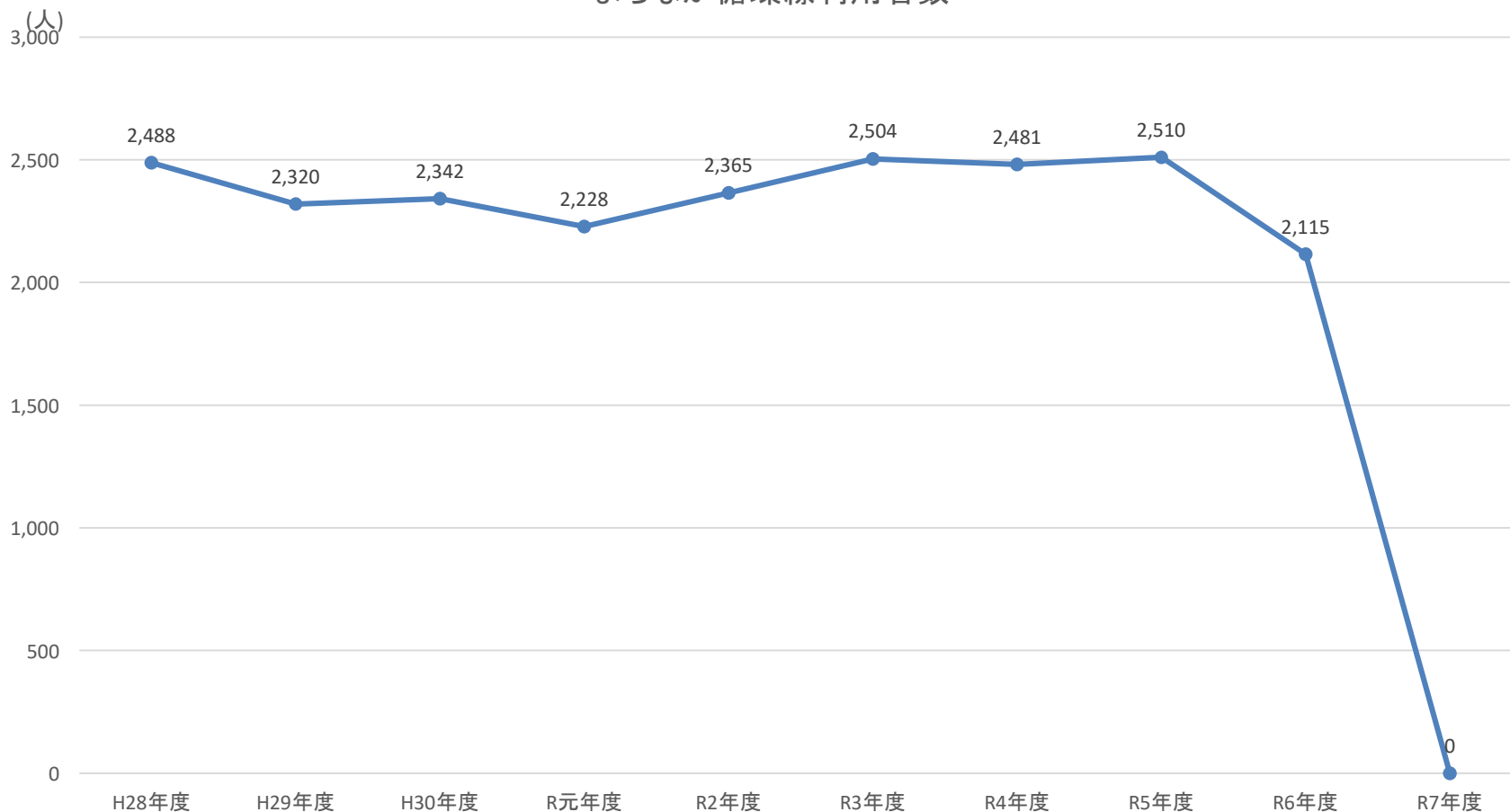
令和7年2月に運行を廃止し、AIオンデマンド交通「のーと魚沼」の運行を開始いたしました。同時に廃止した「小出まちなか循環線」の令和6年度の利用者を加えた利用者数は10,975人であり、令和7年「のーと魚沼」の利用者数16,565人と比較すると5,590人の増加(150.9%)となっております。



(3)小出まちなか循環線

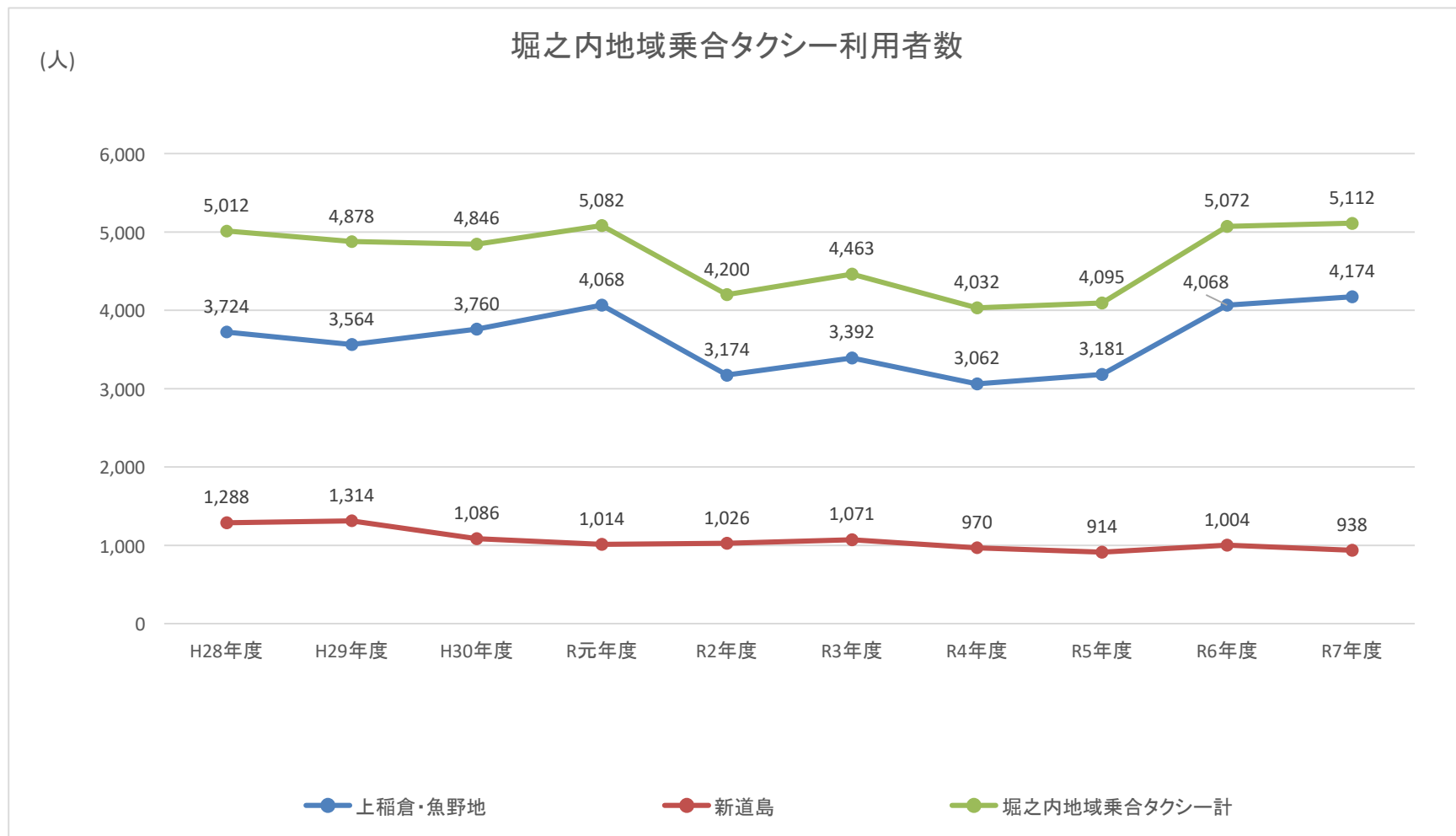
令和7年2月に運行を廃止し、AIオンデマンド交通「のるーと魚沼」の運行を開始いたしました。同時に廃止した「小出地域乗合タクシー」の令和6年度の利用者を加えた利用者数は10,975人であり、令和7年「のるーと魚沼」の利用者数16,565人と比較すると5,590人の増加(150.9%)となっております。

まちなか循環線利用者数



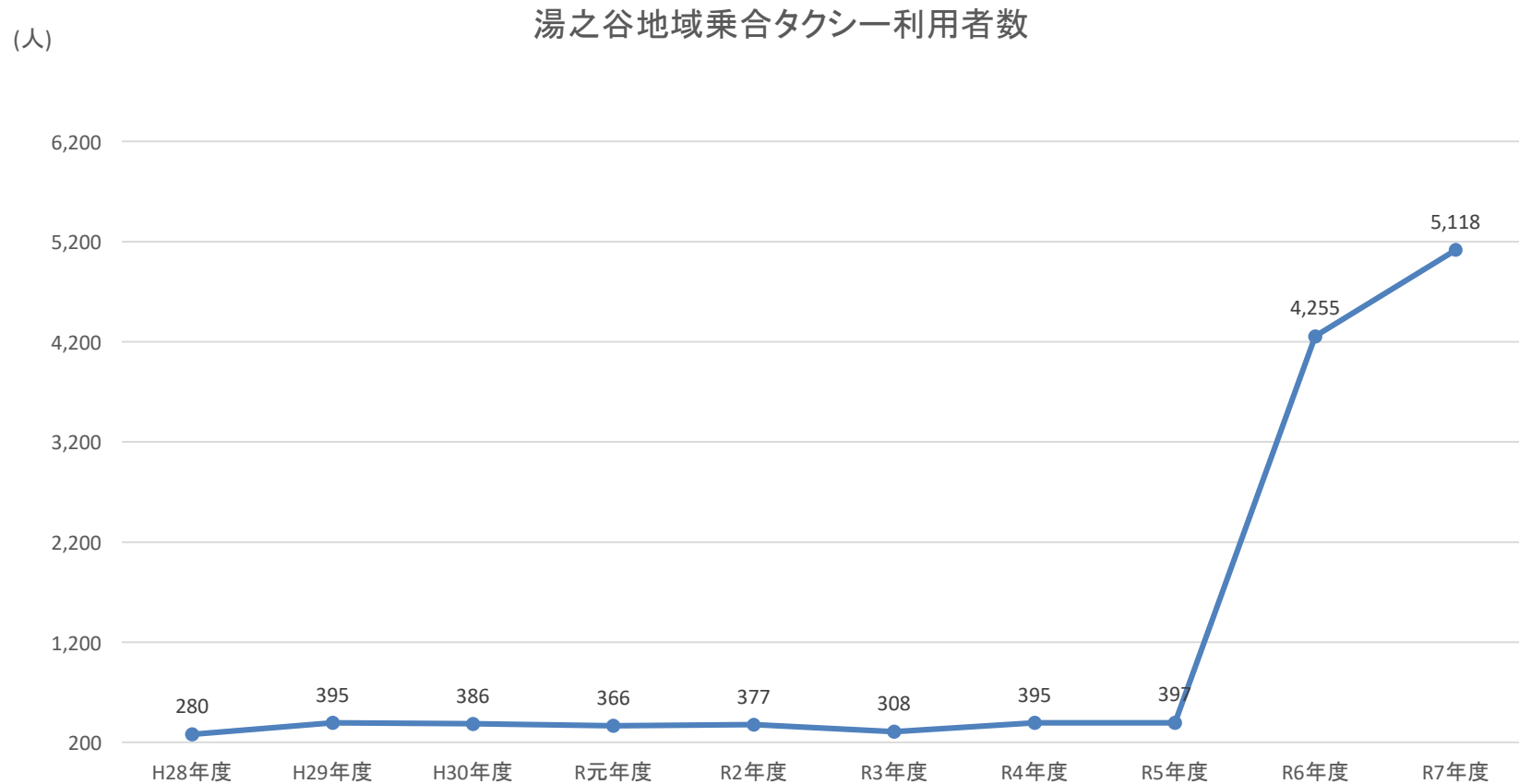
(4)堀之内地域乗合タクシー

- ・上稲倉・魚野地乗合タクシーについては、今年度は前年度比106人の増加(2.6%)となっております。コロナ禍で減少した利用者が戻ってきたものと推測しております。
- ・新道島乗合タクシーについては、前年度比66人の減少(▲6.6%)となっております。近年ほぼ横ばいで推移しており口コミや広報により一定程度乗合タクシーが認知され利用者が固定されたと推測しております。



(5)湯之谷地域乗合タクシー

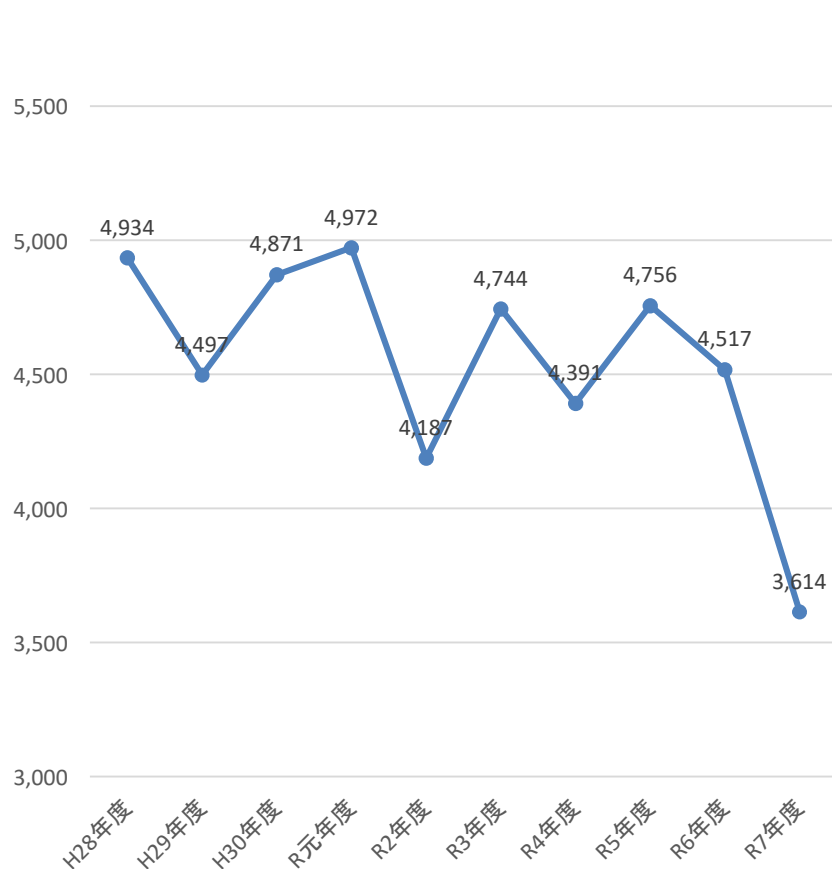
令和6年度から地域住民の要望を受け、増便と併せて葎沢地区までであった運行区域を栃尾又地区まで拡張したことにより利便性が向上し、利用者数は前年度比863人(20.3%)の増加となりました。温泉地への観光客の利用がさらに増加したものと推測しております。



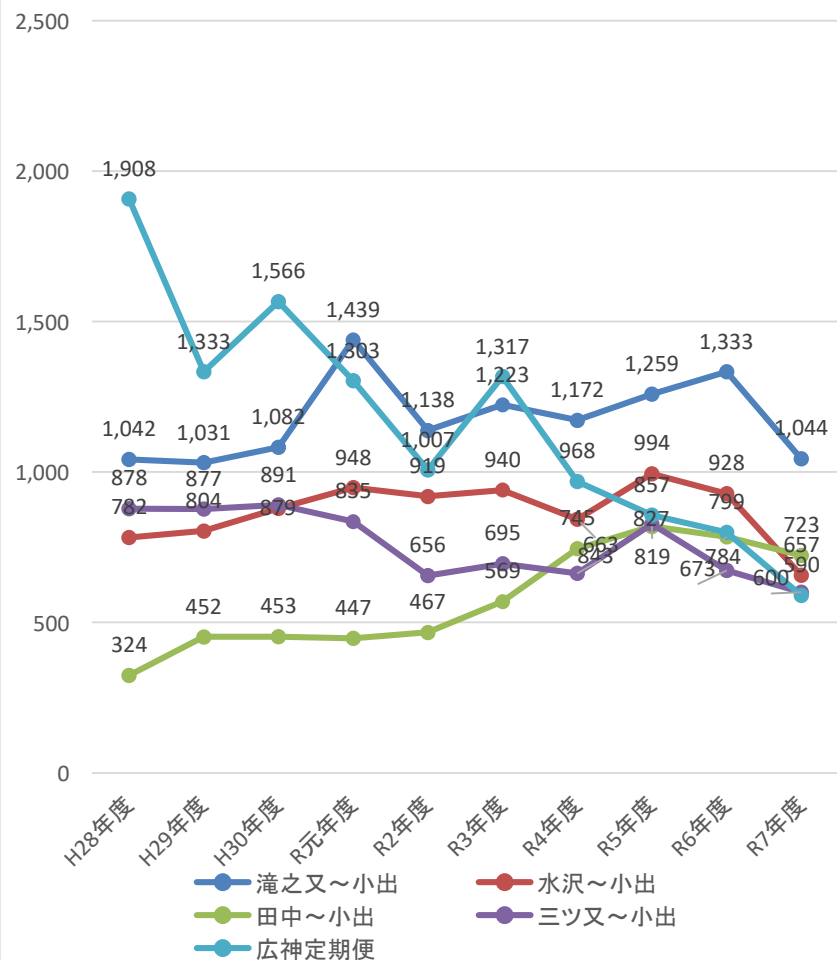
(6) 広神地域乗合タクシー

地域全体の利用者が前年度比903人の減少(▲25%)に転じました。原因を調査し、路線の改善について検討する必要があると考えております。

(人) 広神地域乗合タクシー利用者数

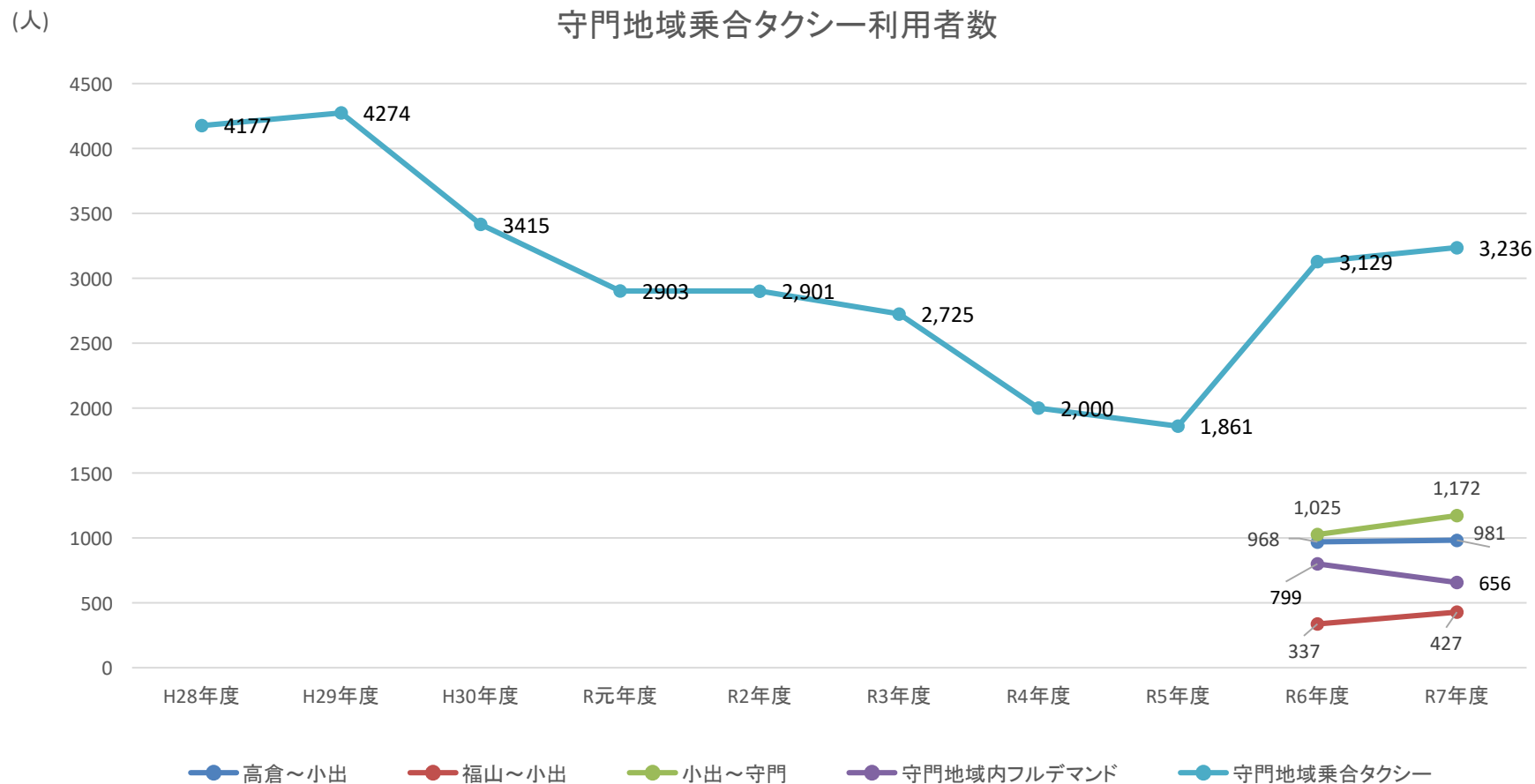


(人) 広神地域乗合タクシー 路線別利用者数



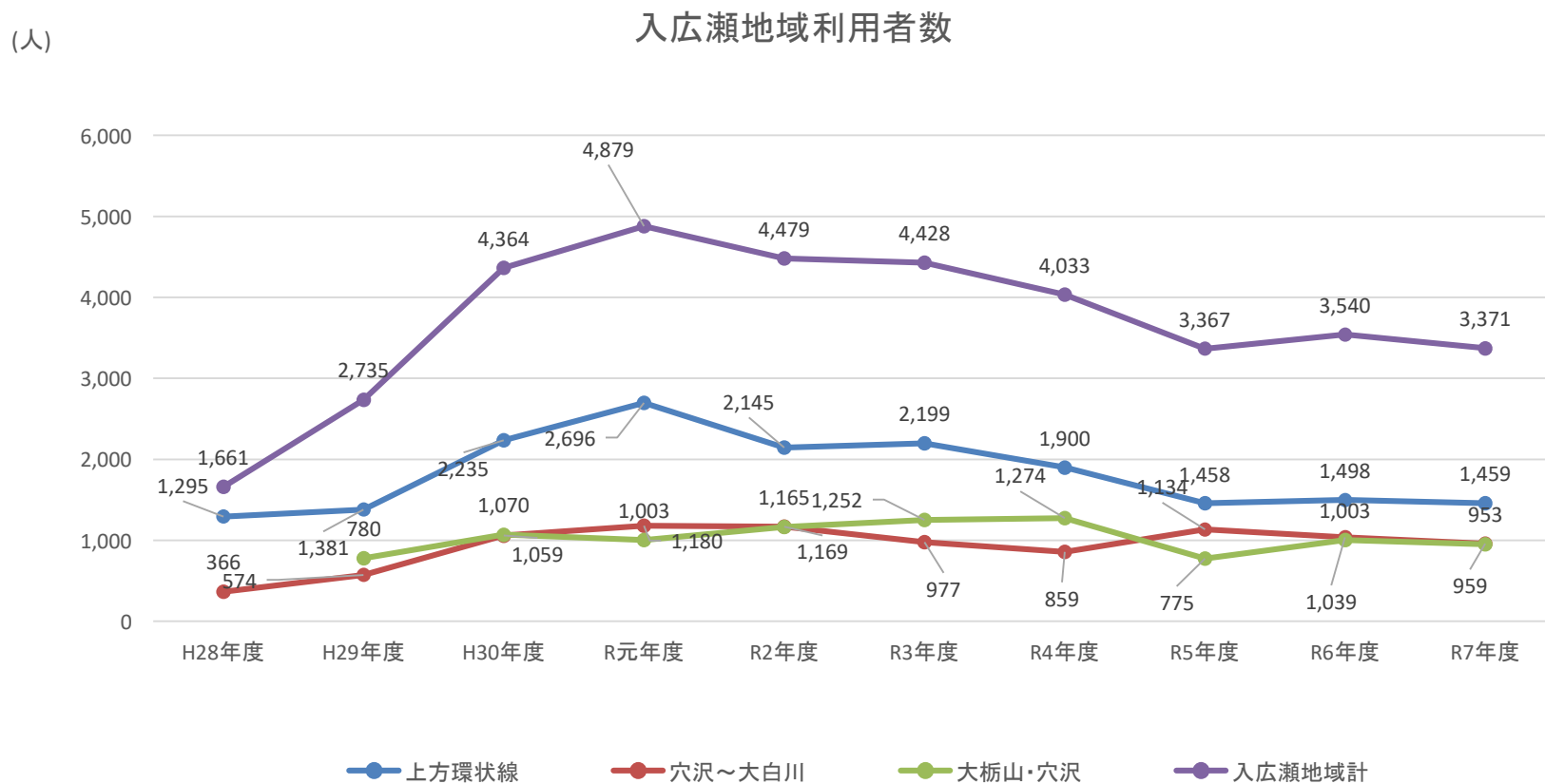
(7) 守門地域乗合タクシー

令和6年度から路線全体の再編を行ったことにより利用者は増加傾向にあり、守門地域乗合タクシー全体で前年度比107人の増加(3.3%)となりました。小出市街地までの直通便の開始と、守門地域内をフルデマンド便に再編したことにより利便性が向上し、通院や買い物に利用する方が増加したものと推測しております。



(8)入広瀬コミュニティバス

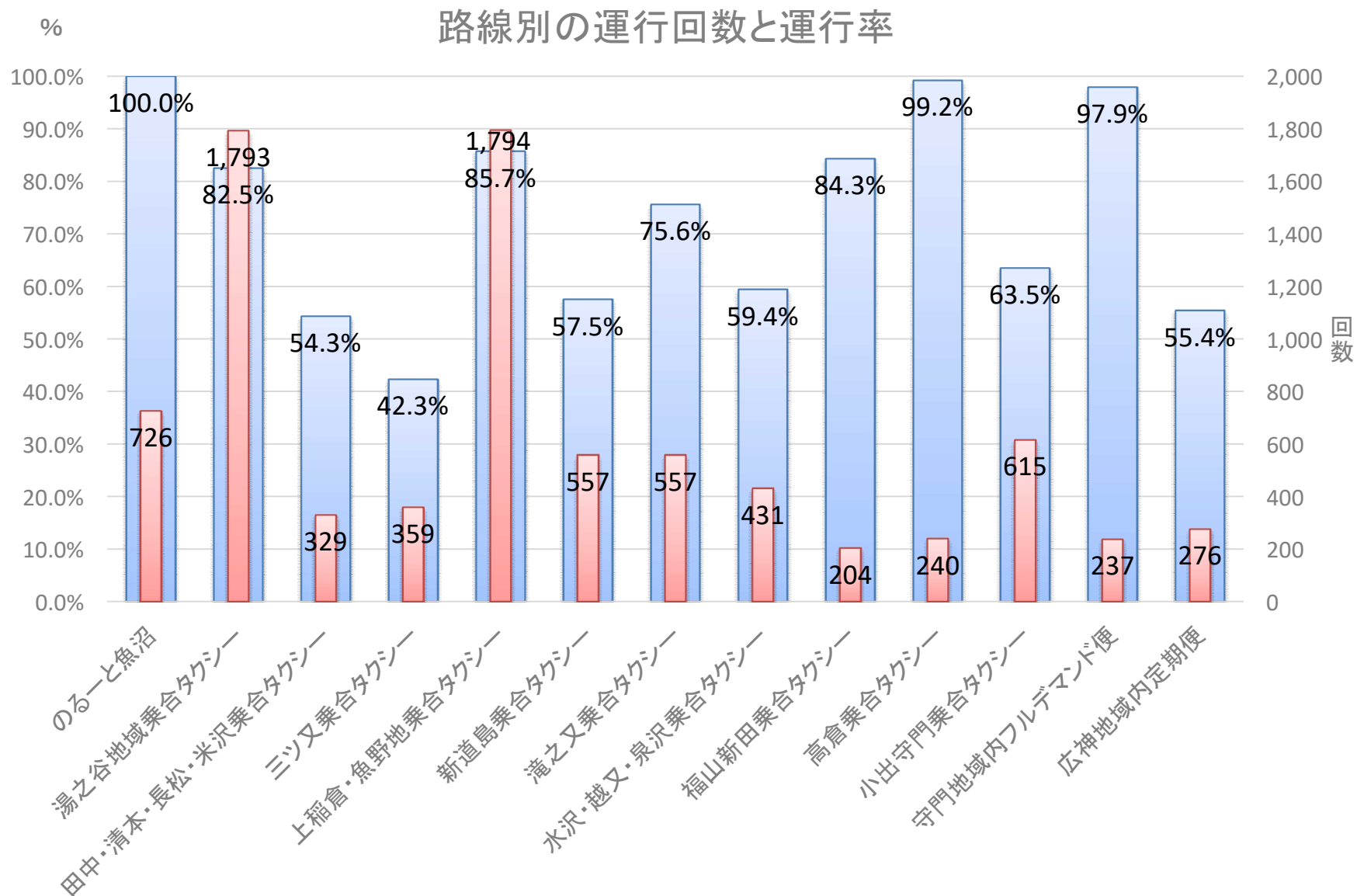
- ・地域全体では前年度比169人の減少(5.0%)となりました。
- ・平成29年10月から運行を開始したコミュニティバスが、地域住民に広く認知され、移動を必要とする高齢者から広く利用されています。
- ・上方環状線の利用者確保が持続的な運行の鍵となるほか、運転手など運行スタッフの担い手育成も今後重要となってくると考えております。。



(※ H29.10月～入広瀬コミバス含む。)

5. 魚沼市乗合タクシー事業費 (のるーと魚沼含む)

(1)運行回数・運行率



(2) 運行者別事業費内訳

単位：円

運 行 者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	37,522,550	33,727,450	1,315,000	2,480,100	湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー のーと魚沼
ひかり交通株式会社	20,119,450	17,133,850	1,880,000	1,105,600	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	35,287,200	31,727,700	564,000	2,995,500	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー のーと魚沼
観光タクシー株式会社	31,861,050	28,984,950	1,344,000	1,532,100	福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー 小出守門乗合タクシー 守門地域内フルデマンド便 広神地域定期便 のーと魚沼
計	124,790,250	111,573,950	5,103,000	8,113,300	

(報告事項)
資料3

令和7年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について

令和7年度 コミュニティバス実績

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収 入 額		支 出 額		備 考	
市 補 助 金	4,701,000 円	補助分	賃 金	2,885,000 円	会費@2,000×181世帯 (加入率 40%) 地区外2世帯 ※車両外装劣化補修569,723円
会 費	366,000 円		車 輛 経 費	1,011,562 円	
協 賛 金	210,000 円		事 務 費	792,904 円	
コ ミ 協 繰 入 金	662,629 円		そ の 他 支 出	12,000 円	
雑 入	11,034 円		補 助 分 計	4,701,466 円	
		自主分	賃 金	488,750 円	
			車 輛 経 費	713,707 円	
			事 務 費	29,580 円	
			そ の 他 支 出	17,160 円	
			自 主 分 計	1,249,197 円	
収 入 額 合 計	5,950,663 円	支 出 額 合 計	5,950,663 円	コミ協自主財源	708,391 円

●コミュニティバス運行に係る経費

魚 沼 市 補 助 分	+	コ ミ 協 自 主 運 行 分	=	運 行 に 係 る 経 費 合 計
4,701,000 円 (+466円)		1,249,197 円		5,950,663 円

●利用者数（月別）

区 分	運 行 日 数	利 用 者 数	1 日 平 均
4月	18 日	314 人	17.4 人
5月	17 日	243 人	14.3 人
6月	18 日	277 人	15.4 人
7月	18 日	279 人	15.5 人
8月	18 日	301 人	16.7 人
9月	19 日	324 人	17.1 人
10月	18 日	293 人	16.3 人
11月	17 日	268 人	15.8 人
12月	18 日	270 人	15.0 人
1月	16 日	211 人	13.2 人
2月	16 日	272 人	17.0 人
3月	19 日	319 人	16.8 人
合 計	212 日	3,371 人	15.9 人

●利用者数（方面・曜日別）

方 面	曜 日 別 利 用 者 数					
	月	火	水	金	臨時	合 計
上 方	407	162	382	499	9	1,459
大 栃 山 ・ 穴 沢	309	89	192	338	25	953
大 白 川	244	105	238	350	22	959
合 計	960	356	812	1,187	56	3,371
運 行 日 数	52	53	51	51	5	212
1 日 当 たり	18.5	6.7	15.9	23.3	11.2	15.9

●運行時間 = 実ハンドル時間 + (運行前点検 + 運行後点検・清掃)

曜 日	運 行 日 数		運 行 時 間			備 考
			ハイエース	ヴォクシー	合 計	
火	53 日	運行時間合計	159.0 h	159.0 h	318.0 h	
		ハンドルのみ	103.4 h	93.6 h	197.0 h	
月・水・金	154 日	運行時間合計	880.0 h	786.0 h	1666.0 h	
		ハンドルのみ	539.0 h	538.2 h	1077.2 h	
臨 時 運 行	5 日	運行時間合計	10.0 h	7.5 h	17.5 h	※入広瀬フェスティバル・ふれあい夏祭り 紅葉鑑賞会・春まち雪あそび・老人福祉大会
		ハンドルのみ	6.7 h	3.3 h	10.0 h	
合 計	212 日	運行時間合計	1049.0 h	952.5 h	2001.5 h	運 行 経 費 内 訳
		ハンドルのみ	649.1 h	635.1 h	1284.2 h	補助分 81% 自主分 19%

●単位当たり運行に係る経費

区 分	単位当たり経費	計 算 式			
運行に係る時間当たり	2,973円	運行に係る経費合計	5,950,663 円	÷	運 行 時 間 合 計 2001.5 h
実運行時間当たり	4,634円	運行に係る経費合計	5,950,663 円	÷	実運行時間合計 1284.2 h
利用者 1 人 当たり	1,765円	運行に係る経費合計	5,950,663 円	÷	利 用 者 数 合 計 3,371 人

※令和6年度の経費は、運行時間当たり2,646円、利用者一人当たり1,480円です。

令和7年度入広瀬コミュニティバス年間活動実績

実 施 日			活 動 内 容	参 加 者	備 考
R7	5月	13日	第1回コミバス部会	コミバス部員	安全対策 車両整備
R7	6月	22日	入広瀬フェスティバル 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車
R7	6月	26日	第1回(第54回) 地域公共交通協議会 出席	浅井 会長	
R7	8月	9日	親子ふれあい夏まつり 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車
R7	8月	22日	老人福祉大会 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車
R7	9月	16日	第2回(第55回) 地域公共交通協議会 出席	浅井 会長	
R7	9月	25日	第2回コミバス部会	コミバス部員	安全対策 車両整備 柿崎研修打合せ
R7	11月	6日	大白川紅葉鑑賞会 臨時運行	コミバス部員	大白川特別コース 乗客 会員7名
R7	11月	7日	第3回(第56回) 地域公共交通協議会 出席	浅井 会長	
R7	11月	13日	柿崎はまなすバス研修	コミバス部員	浅井 会長
R7	11月	20日	コミバス乗務員 実技講習	コミバス部員	魚沼中央自動車学校 教習指導員出張講習
R8	3月	14日	春まち雪あそび 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車

入広瀬コミュニティバス運行計画書

令和 8 年 4 月

 入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

(1) 目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

(2) 入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成 28 年 10 月から 11 月の 2 か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び 6 つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

＜コミュニティバスを核とした地域活性化＞

- ・平成 29 年 10 月 1 日運行開始
- ・安定的なコミュニティバスの運行
- ・地域に適した運行形態・運行計画
- ・コミュニティバスを活用した地域活性化
- ・コミュニティ協議会の自立促進

(3) コミュニティバスの特徴 「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題

・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行



地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

(1) コミュニティバス運行計画概要 <随時、見直して行く>

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。



	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞘— 横根—農協—寿和温泉	寿和温泉—大栃山— 鏡ヶ池—穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白川— 寿和温泉
便数	5便	3便	5便
距離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週3便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

また、入広瀬診療所の診察日となっている火曜日について、午前中のみ運行する。

③運休日

年末年始「12月31日から1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10人乗り）1台

※H30年10月1日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。

ミニバンタイプ（7人乗り）1台

⑦事務所

入広瀬会館に事務所を置く。

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢 215 番地 1 （入広瀬会館 2 階）

入広瀬コミュニティ協議会

Tel : 025 - 796 - 2030 Fax : 025 - 796 - 2767

(2) コミュニティバス時刻表 (R8.4.1 現在)

【上方 方面】 ※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	—	—	12:15	14:50	—
あぶるま建設	—	—	12:17	14:52	—
農協前	—	—	12:18	14:53	—
保健センター前	—	—	12:19	—	—
入広瀬駅	—	—	—	—	16:57
穴沢バス停	—	—	②12:22	—	③16:58
入広瀬会館	6:45	9:30	12:23	14:54	16:59
平成館	6:48	9:32	12:26	14:57	17:02
白 坂	6:49	9:33	12:27	14:58	17:03
あけぼの館	6:51	9:35	12:29	15:00	17:05
佐藤武司宅前	6:52	9:36	12:30	15:01	17:06
佐藤正行宅前	6:53	9:37	12:31	15:02	17:07
芋嶺神社入口	6:54	9:38	12:32	15:03	17:08
田小屋アパート前	6:56	9:40	12:34	15:05	17:10
みずほ会館	7:00	9:44	12:38	15:09	17:14
渡辺文雄宅前	7:01	9:45	12:39	15:10	17:15
佐藤サク宅前	7:03	9:47	12:41	15:12	17:17
平野又十字路	7:07	9:51	12:45	15:16	17:21
平野又アパート	7:08	9:52	12:46	15:17	17:22
農協前	—	9:53	12:47	15:18	—
入広瀬駅	—	9:55	—	—	—
保健センター前	—	9:56	—	—	—
寿和温泉	—	—	12:50	—	—
農協前	—	—	12:53	—	—
穴沢バス停	① 7:10	—	—	—	—
入広瀬会館	—	9:58	12:54	15:19	17:24

【大白川 方面】 ※★1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
入広瀬会館	—	—	10:42	12:14	—
農協前	—	—	10:42	12:14	—
大板山入口(やまけ)	—	—	10:43	12:15	—
鏡ヶ池	—	—	10:45	12:17	—
保健センター前	—	—	10:48	12:20	—
農協前	—	—	10:49	12:21	—
入広瀬会館	6:30	8:30	10:50	12:22	16:57
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥16:58
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	16:59
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:04
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:10
末沢三叉路	6:43	8:43	11:03	12:35	17:10
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:11
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:13
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:16
大白川神社	6:51	8:51	11:11	12:43	17:18
山菜会館	6:52	8:52	11:12	12:44	17:19
本村十字路	6:53	8:53	11:13	12:45	17:20
木工所	6:55	8:55	11:15	12:47	17:22
末沢処理場入口前	6:57	8:57	11:17	12:49	17:24
末沢三叉路	6:59	8:59	11:19	12:51	17:26
大白川駅	6:59	8:59	11:19	12:51	17:26
柿ノ木	7:05	9:05	11:25	12:57	17:32
穴沢寺前	7:10	9:10	11:30	13:02	17:37
穴沢バス停	④ 7:11	9:11	11:31	13:03	17:38
農協前	—	9:12	11:32	13:04	—
保健センター前	—	9:13	—	—	—
あぶるま建設	—	—	—	13:05	—
寿和温泉	—	—	—	13:07	—
入広瀬駅	—	—	—	13:09	—
鏡ヶ池	—	9:16	11:36	—	—
入広瀬会館	—	9:19	11:39	13:11	17:39

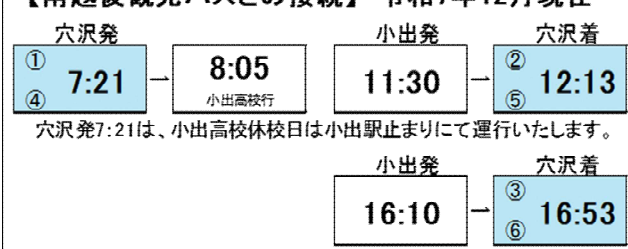
【大板山・穴沢(平野又) 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬会館	10:05	11:45	14:20
農協前	10:06	11:46	14:21
保健センター前	10:07	11:47	—
スポーツセンター	10:09	11:49	14:22
寿和温泉	—	—	14:24
入広瀬駅	10:11	11:51	14:26
浅井綾子宅前	10:12	11:52	14:27
須田宅前	10:13	11:53	14:28
大板山入口(やまけ)	10:14	11:54	14:29
北新工機前	10:15	11:55	14:30
鏡ヶ池	10:16	11:56	14:31
黒又入口	10:17	11:57	14:32
井口建設工業	10:18	11:58	14:33
志田英人宅前	10:19	11:59	14:34
穴沢神社前	10:20	12:00	14:35
清水住宅	10:20	12:00	14:35
穴沢ふれあい館	10:21	12:01	14:36
地藏様前	10:22	12:02	14:37
原集会所	10:23	12:03	14:38
中手原住宅	10:24	12:04	14:39
入広瀬会館	10:26	12:06	14:41
農協前	10:27	12:07	14:42
保健センター前	10:28	—	—
寿和温泉	—	12:10	14:45
農協前	10:29	—	—
平野又十字路	10:33	—	—
平野又アパート	10:34	—	—
入広瀬会館	10:36	—	—

【※1 便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬会館 2 階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】 令和7年12月現在

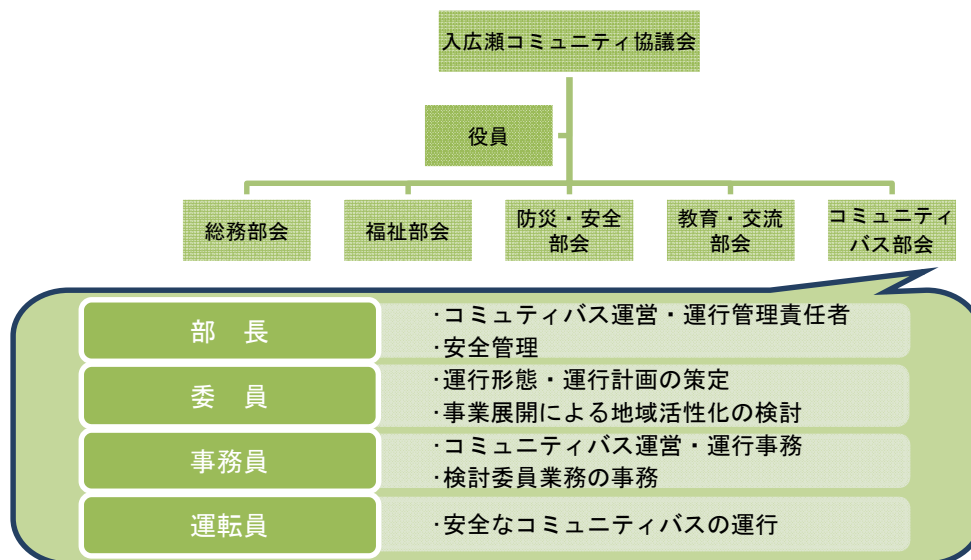


- 1) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
運行経路上で乗車する場合は、運転手に分かるように合図してください。
- 2) 年末年始 12/31 ~ 1/3 は、運休日です。

3. 組織体制

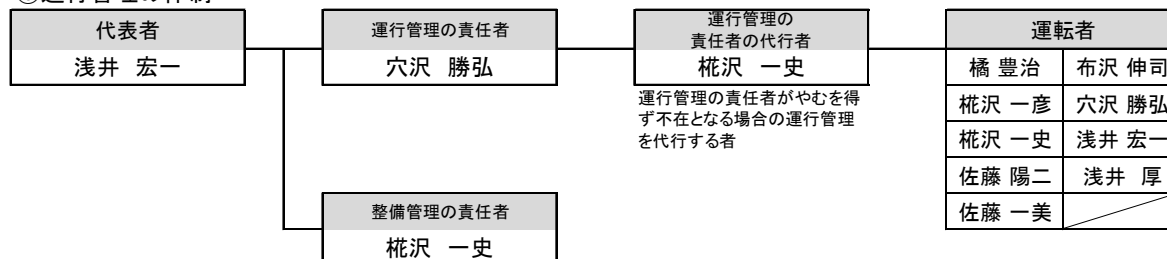
(1) 入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

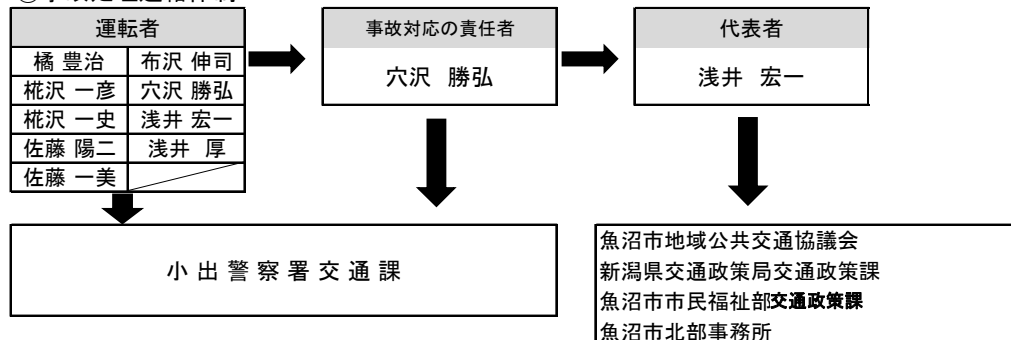


(2) コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

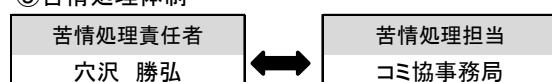
① 運行管理の体制



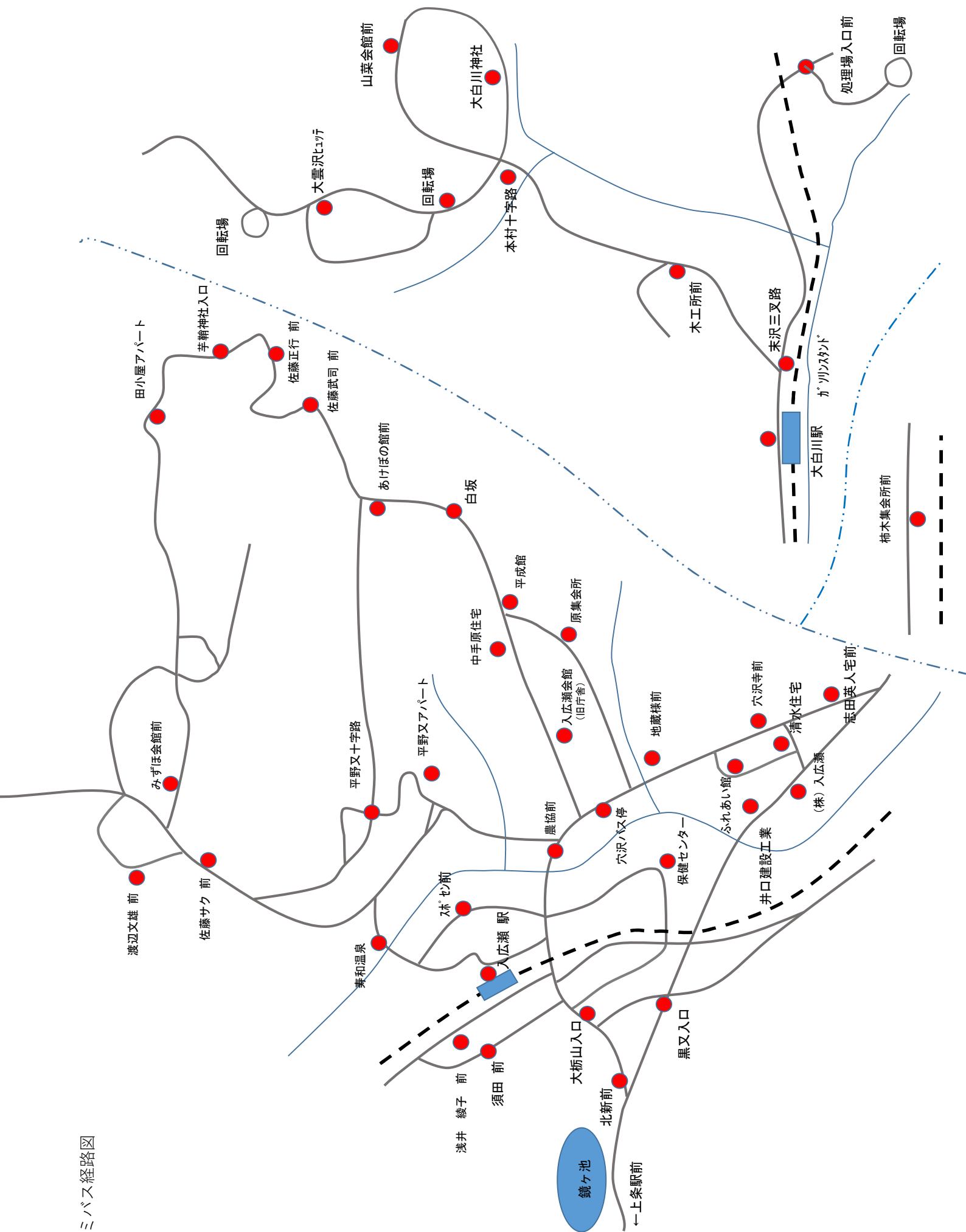
② 事故処理連絡体制



③ 苦情処理体制



コミバス経路図



魚沼市地域公共交通協議会規約 (案)

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (4) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 8 条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第 9 条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第 10 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、魚沼市生活環境交通政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に参加したときは、報酬費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月 1 日から施行する。

この規約は、平成22年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成24年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

この規約は、令和8年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光交通バス株式会社 乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティ協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画専門員
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局 地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 副会長
	魚沼市自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

魚沼市地域公共交通協議会規約新旧対照表

新	旧
(設置) 第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（<u>平成19年法律第59号。</u>）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（<u>昭和26年法律第183号</u>）の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。 (協議事項等) 第5条 (略) (1)～(3) (略) (4) 道路運送法施行規則（<u>昭和26年運輸省令第75号</u>）第49条第1項第1号に規定する<u>交通空白地有償運送</u>の協議に関すること。 (5)～(7) (略) (事務局) 第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部<u>交通政策課</u>内に事務局を置く。 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市<u>交通政策課</u>長をもって充てる。 3 事務局員は、魚沼市<u>交通政策課</u>職員をもって充てる。 (財務に関する事項) 第15条 (略) 2 (略) 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (費用弁償) 第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協	(設置) 第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（<u>平成19年法律第59号。以下「法」という。</u>）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。 (協議事項等) 第5条 (略) (1)～(3) (略) (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する<u>公共交通空白地有償運送</u>の協議に関すること。 (5)～(7) (略) (事務局) 第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部<u>生活環境課</u>内に事務局を置く。 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市<u>生活環境課</u>長をもって充てる。 3 事務局員は、魚沼市<u>生活環境課</u>職員をもって充てる。 (財務に関する事項) 第15条 (略) 2 (略) 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬及び費用弁償) 第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協

議会の会議等に出席したときは、費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 (略)

3 費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

別表(第6条関係)

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後交通バス株式会社 乗合営業部長 (略)
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
(略)	(略)

議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 (略)

3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

別表(第6条関係)

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合営業部長 (略)
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
(略)	(略)

(協議事項)
資料5

令和7年度 協議会事業報告及び決算（案）について

令和7年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書（案）

1 歳入

（単位：円）

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比 較	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	9,091,123	11,479,000	△ 2,387,877	魚沼市負担金 9,091,123
2 補助金	1 補助金	1 国庫補助金	7,303,000	5,103,000	2,200,000	R7地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統） 5,103,000 新潟県移動手段確保支援事業補助金 2,200,000
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	678,000	670,000	8,000	乗合タクシー回数券販売代金 678,000
			13,528	1,000	12,528	預金利息 13,528
歳入合計			17,085,651	17,253,000	△ 167,349	

2 歳出

（単位：円）

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比 較	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	150,470	226,000	△ 75,530	アドバイザー謝金（回額10,000円×1回×1人） 10,000 協議会委員報償金（回額2,000円） 124,000 会議お茶代 16,470
	2 事務費	1 事務費	52,481	49,000	3,481	事務用消耗品費 5,016 振込送金手数料 47,465
2 事業費	1 事業費	1 事業費	16,882,700	16,978,000	△ 95,300	乗合タクシー時刻表印刷（全戸分） 478,500 乗合タクシー時刻表印刷（地域版） 426,800 乗合タクシー回数券印刷代 0 免許返納共通回数券印刷 83,600 免許自主返納啓発チラシ 181,500 地域公共交通マップ印刷 841,500 魚沼市地域公共交通計画・概要版印刷 797,500 （7魚交協第1号） 地域公共交通計画策定業務委託料 4,840,000 乗合タクシー等共通回数券精算金 3,795,000 公共交通利用促進啓発物資 0 公共交通利用促進催事開催費 66,000 乗合タクシー時刻表等折込手数料 68,000 乗合車両表示用マグネットシート製作 0 のるーと魚沼停留所看板製作取替代 201,300 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 5,103,000
歳出合計			17,085,651	17,253,000	△ 167,349	

魚沼市地域公共交通協議会

会長 内 田 幹 夫

会計監査報告書

魚沼市地域公共交通協議会規約第10条第2項の規定により、当協議会の令和7年度歳入歳出決算に関する監査を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 監査実施日等

- ・実施日 令和8年5月22日（金）
- ・実施場所 魚沼市役所 本庁舎 305会議室

2 監査資料

- ・魚沼市地域公共交通協議会決算書
- ・帳簿類（現金出納簿、収入伝票、支出伝票）
- ・預金通帳、その他関係書類

3 監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類により監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和8年5月22日

魚沼市地域公共交通協議会

監査員

上村 勤



監査員

佐藤 善行



令和 8 年度 魚沼市地域公共交通協議会補正予算書（案）

1 歳 入

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正度予算額	比 較	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,665,000	8,665,000	0	魚沼市負担金 8,665,000
2 補助金	1 補助金	1 国庫補助金	0	5,103,000	5,103,000	R8地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統） 5,103,000
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	688,000	687,000	預金利息等 10,000 乗合タクシー回数券販売代金 678,000
歳入合計			8,666,000	14,456,000	5,790,000	

2 歳 出

(単位：円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	154,000	154,000	0	アドバイザー謝金（相談等含む） 50,000 回額10,000円×1人×5回 協議会委員報償金（支払対象者 13人） 104,000 回額2,000円×13人×4回
	2 事務費	1 事務費	57,000	57,000	0	事務用消耗品代 10,000 振込・送金手数料（前年度実績見込参考） 47,000
2 事業費	1 事業費	1 事業費	8,455,000	14,245,000	5,790,000	乗合タクシー時刻表印刷代（全戸分） 506,000 乗合タクシー時刻表印刷代（地域版） 〔堀之内1種、湯之谷1種、広神4種、守門1種〕 451,000 乗合タクシー回数券印刷代 74,800 共通回数券印刷代 （運転免許証自主返納者支援） 90,200 運転免許証自主返納啓発チラシ印刷代 156,200 地域公共交通マップ印刷代 935,000 地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託 2,519,000 乗合タクシー等共通回数券精算金 （運転免許証自主返納者支援） 3,000,000 公共交通利用促進啓発物資 211,200 公共交通利用促進催事開催費 70,000 乗合タクシー時刻表等折込手数料 66,500 乗合車両表示用マグネットシート製作 31,350 乗合タクシー停留所看板製作・運搬・設置 385,000 乗合タクシー停留所面板取替 79,200 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 5,103,000 予備費 566,550
歳出合計			8,666,000	14,456,000	5,790,000	

魚沼市地域公共交通協議会

会長 内 田 幹 夫

(協議事項)
資料 7地域公共交通計画「別紙」
(フィーダー系統)(案)について

令和 8 年 6 月 26 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

魚沼市においては、長岡市へと通じるＪＲ上越線と、市の北部地域（守門、入広瀬地域）を結ぶＪＲ只見線の小出駅を交通結節点にしたバス路線系統により、市街地と周辺の地域拠点が結ばれている。

また、市内に点在する生活圏と地域拠点等を結ぶとともに、路線バスを補完し少ない移動需要に対応する生活交通として、魚沼市乗合タクシーと入広瀬コミュニティバス（自家用有償旅客運送）が運行されており、それぞれの役割によって、魚沼市全域における地域公共交通網が形成されている。

町村合併によって市域が広域化した魚沼市においては、ＪＲ線、バス路線、タクシー等が市中心部である小出市街地への移動手段として、学生の通学や運転免許を持たない高齢者の通院や買い物など、自家用車を利用できない方々の重要な移動手段となっており、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、マイカーの普及と少子化により、本市の公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあり、バス路線の廃止や縮小、交通事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が生じている。

特に、少子高齢化の進展により人口に占める高齢者の割合が年々高まっている中、高齢に伴う健康上の理由により、バス路線の利用や乗継が困難としている方々が増加しており、小出市街地へのアクセス向上が重要な課題となっているため、市街地周辺地域においては、ドアツードアの乗合タクシーの市街地直通運行や見直しによって利便性向上に努めてきた。一方、小出市街地を中心としたエリアでは、停留所方式の乗合タクシー運行のため、特に移動の困難な高齢者は利用しなかったため、新しい技術を活用した、ＡＩオンデマンド交通「のるーと魚沼」の本格運行を令和 8 年 4 月から開始し、自宅での乗降が可能となった。また、電話予約に加えスマートフォンを活用したアプリ予約等を導入したことで、更に利便性向上及び利用促進を図った。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

全体の利用者数を 34,000 人以上（直近年度の実績 30,300 人）とする。
魚沼市からの支出を 167,200 千円以内とする。
路線の収支率を 7%以上（直近年度の実績 6.1%）とする。
（第二次魚沼市地域公共交通計画 P52 から P58 及び P75 から P76 参照）

(2) 事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、ＪＲ線や広域的・幹線的なバス路線系統とネットワークを連携することで、効率的な運行形態が実現できる。更に、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康維持が地域の活性化にも繋がることが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○普及・啓発

- ・中高生へのバス利用促進
- ・誰もがわかりやすい公共交通マップの作成・市内全戸配布、地域版の配布
- ・乗合タクシーの乗り方説明会の開催
- ・大型バスの運転体験機会を通じたドライバー希望者の創出
(第二次魚沼市地域公共交通計画 P63 から P65 及び P73 から P74 参照)

○運営体制

- ・既存乗合タクシーの運行効率化
- ・既存乗合タクシーの運賃改定の検討
(第二次魚沼市地域公共交通計画 P60 から P61 及び P73 から P74 参照)

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市地域公共交通協議会が実施主体となる。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費(124,790 千円)から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者アンケート(車内聞き取りアンケート等)
- ・住民ヒアリング(関係機関、福祉団体等)

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日 (第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日 (第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日 (第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日 (第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日 (第 40 回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日 (第 41 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日 (第 42 回)	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日 (第 43 回)	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日 (第 44 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日 (第 45 回)	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日 (第 46 回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日 (第 47 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 9 月 24 日 (第 48 回)	運賃協議分科会の設置について協議し合意
令和 6 年 11 月 27 日 (第 49 回)	A I オンデマンド交通実証運行計画について協議し合意
令和 6 年 12 月 16 日 (運賃協議)	A I オンデマンド交通実証運行の運賃を協議し合意
令和 6 年 12 月 25 日 (第 50 回)	A I オンデマンド交通実証運行開始について
令和 7 年 1 月 7 日 (第 51 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 7 年 2 月 25 日 (第 52 回)	令和 7 年度地域間幹線系統の計画別紙変更を協議し合意
令和 7 年 3 月 27 日 (第 53 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 6 月 26 日 (第 54 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 9 月 16 日 (第 55 回)	魚沼市地域公共交通計画の変更について協議し合意
令和 7 年 11 月 7 日 (第 56 回)	第 2 次魚沼市地域公共交通計画作成について協議し合意
令和 7 年 12 月 2 日 (第 57 回)	第 2 次魚沼市地域公共交通計画作成について協議し合意
令和 8 年 1 月 14 日 (第 58 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 8 年 3 月 2 日 (第 59 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意
令和 8 年 6 月 26 日 (第 60 回)	令和 9 年度事業計画について協議し合意

19. 利用者等の意見の反映状況

小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成 28 年 10 月から逆回りとした。また、各年度において利用者からの停留所の新規設置の要望や新たな商業施設等の開業による停留所増設を実施し利便性向上を図りました。

湯之谷地域乗合タクシーについては運行区域拡張の要望を受け、葎沢地区までの間としていた運行区域を栃尾又地区まで拡張し、湯之谷地域全域を運行区域といたしました。

守門地域乗合タクシーについては、利用率の低さから、運行していた4系統を整理・統合し、高倉地区、福山新田地区を起終点とする通院や買い物に便利な小出市街地までの直通便、午前の時間帯に守門地域内におけるフルデマンド便を新設したことにより利便性が向上し利用率を高めることが出来ました。

市街地地域では令和7年2月に更なる利便性向上のため「小出地域乗合タクシー」、「小出まちなか循環線」を廃止しAIオンデマンド交通のるーと魚沼の運行を開始いたしました。

また、改善要望において「時刻表やルート、運賃、乗り方などをわかりやすくする」が多数あったため、地域別の時刻表を毎年全戸に配布しております。

また、地元区長会との意見交換を行うとともに、地域課題の解決に向けた乗合タクシーの広報充実や利用促進に向けた普及・啓発活動など、地域と連携した取組に努めているほか、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者らの参画を得ております。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910 番地

(所 属) 市民福祉部 交通政策課 交通政策係

(氏 名) 星 央巳

(電 話) 025-793-7803

(e-mail) kotsu@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
魚沼市	(株)小出タクシー	(1) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	117日	702回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(2) 田中・清本・長松・米沢 乗合タクシー		清本・長松		往 km 復 km	120日	600回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(3) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		往 km 復 km	122日	854回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
	ひかり交通(株)	(4) 上稲倉・魚野地乗 合タクシー		堀之内		往 km 復 km	344日	2102回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(5) 新道島乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
	奥只見タクシー(株)	(6) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	244日	1464回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(7) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	120日	720回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(8) 水沢・越又・泉沢乗 合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	122日	732回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
	観光タクシー(株)	(9) 福山新田乗合タク シー		守門		往 km 復 km	242日	242回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR只見線 越後須原駅に接続	③
		(10) 高倉乗合タクシー		守門		往 km 復 km	242日	242回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR只見線 越後須原駅に接続	③
		(11) 小出守門乗合タク シー		守門		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR只見線 越後須原駅に接続	③
		(12) 守門地域内フルデ マンド便		守門		往 km 復 km	242日	484回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR只見線 越後須原駅に接続	③
	(株)小出タクシー 奥只見タクシー(株) 観光タクシー(株) ひかり交通(株)	(13) AIオンデマンド交通 のるーと魚沼		小出・湯 之谷の一 部		往 km 復 km	242日	15730回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	魚沼市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	34,483
交通不便地域等	34,483

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
34,483	魚沼市(全域)	過疎地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
魚沼市地域公共交通計画	令和3年3月2日	
第二次魚沼市地域公共交通計画	令和8年3月2日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

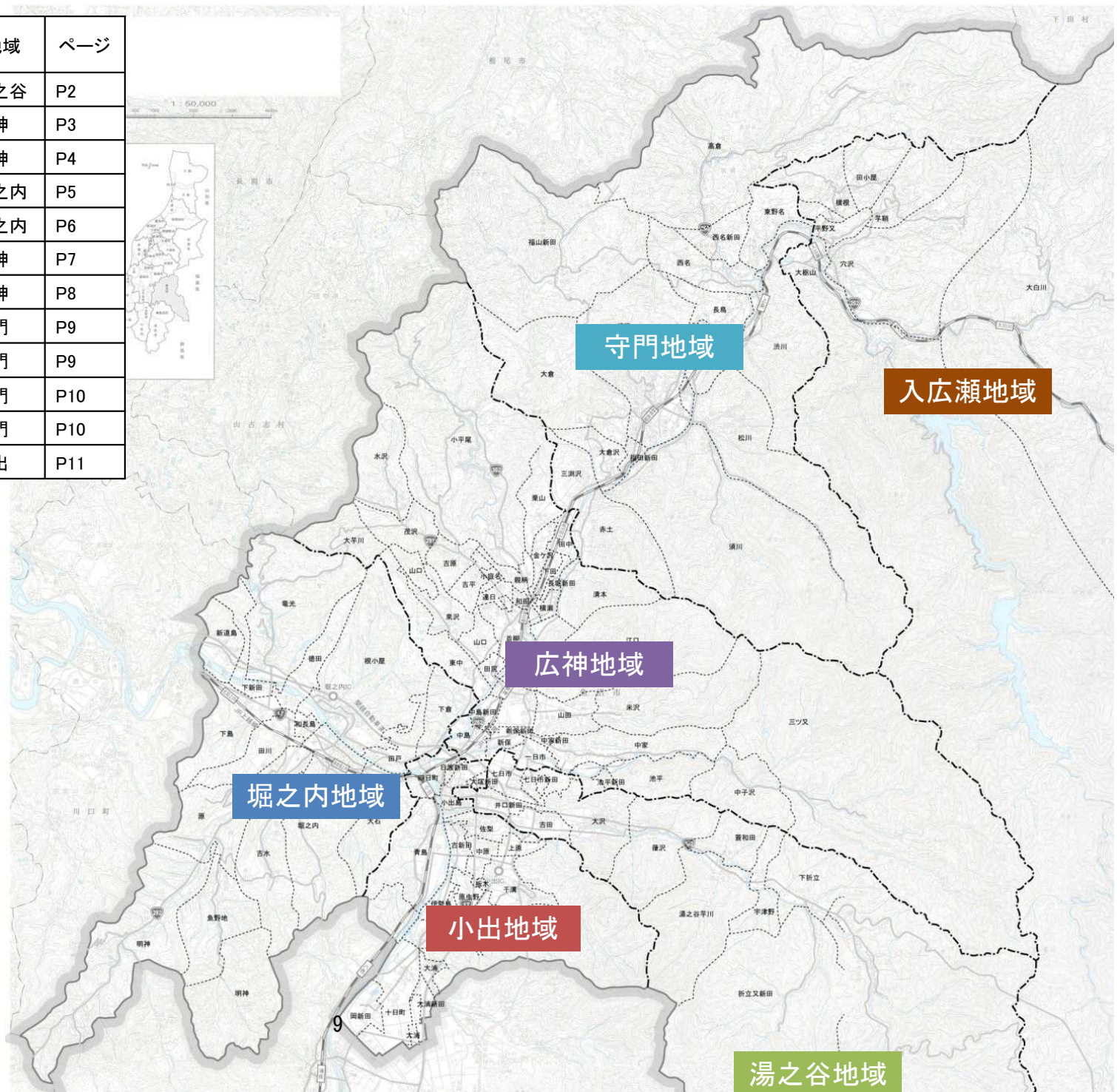
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

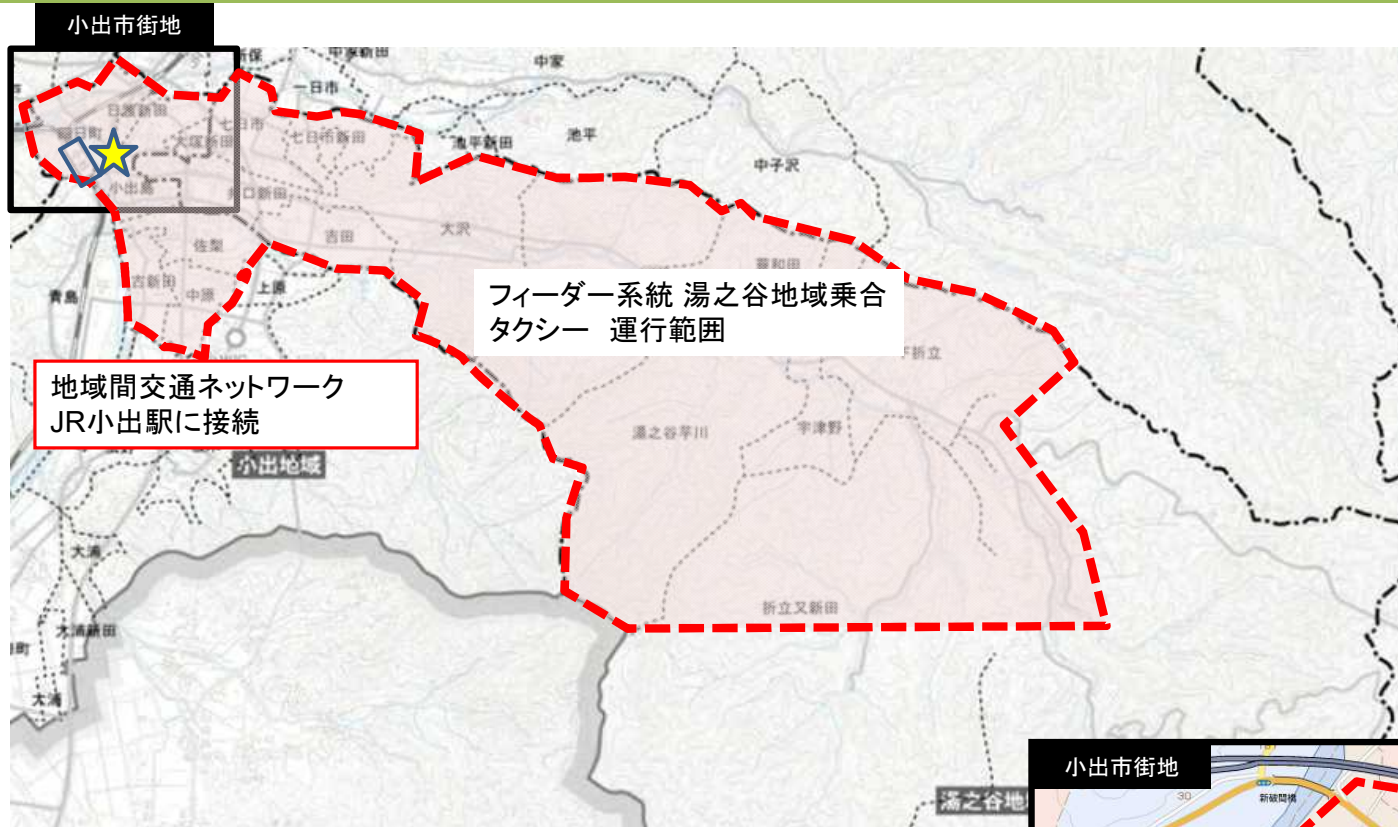
令和8年度

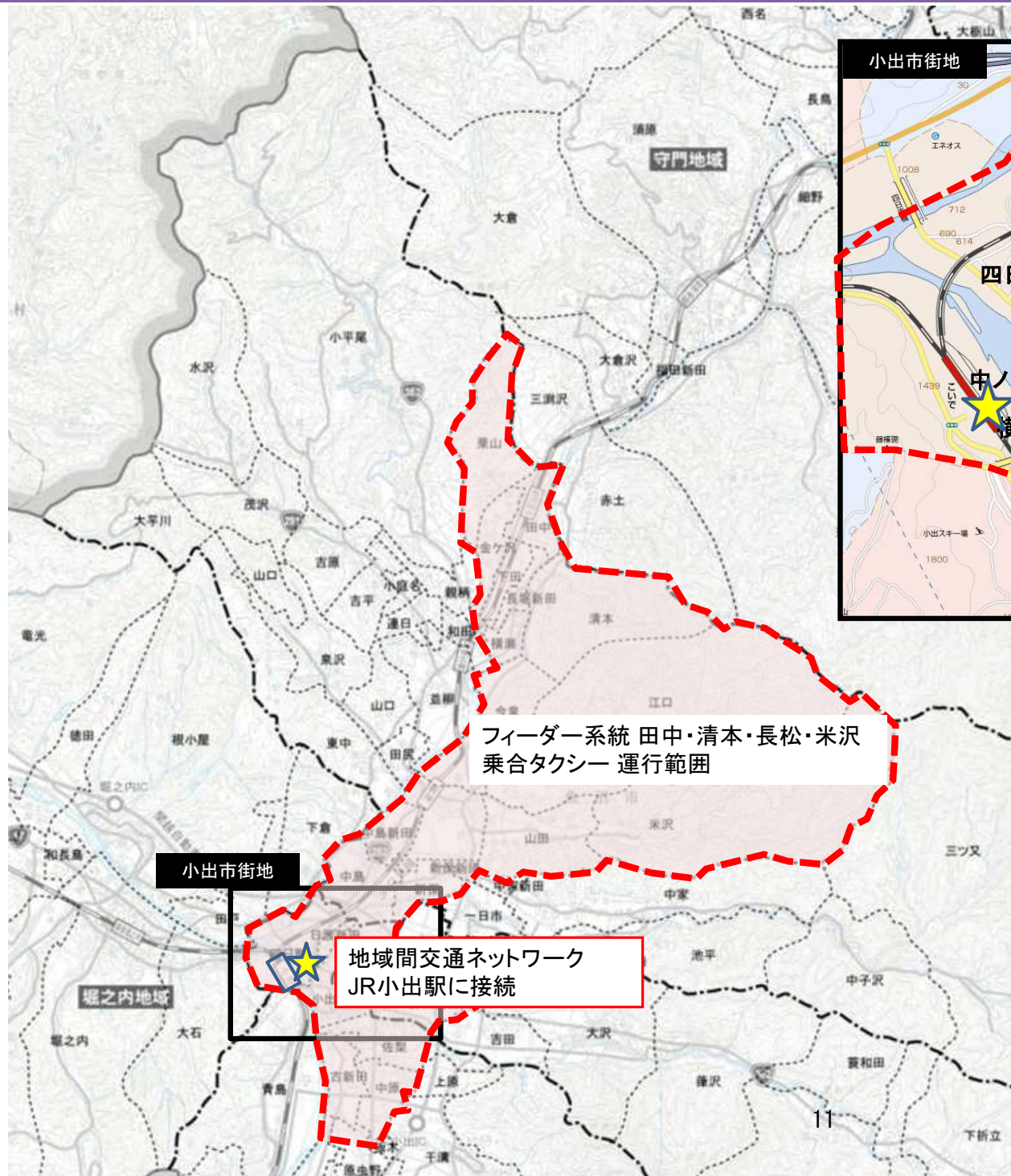
魚沼市乗合タクシー路線図

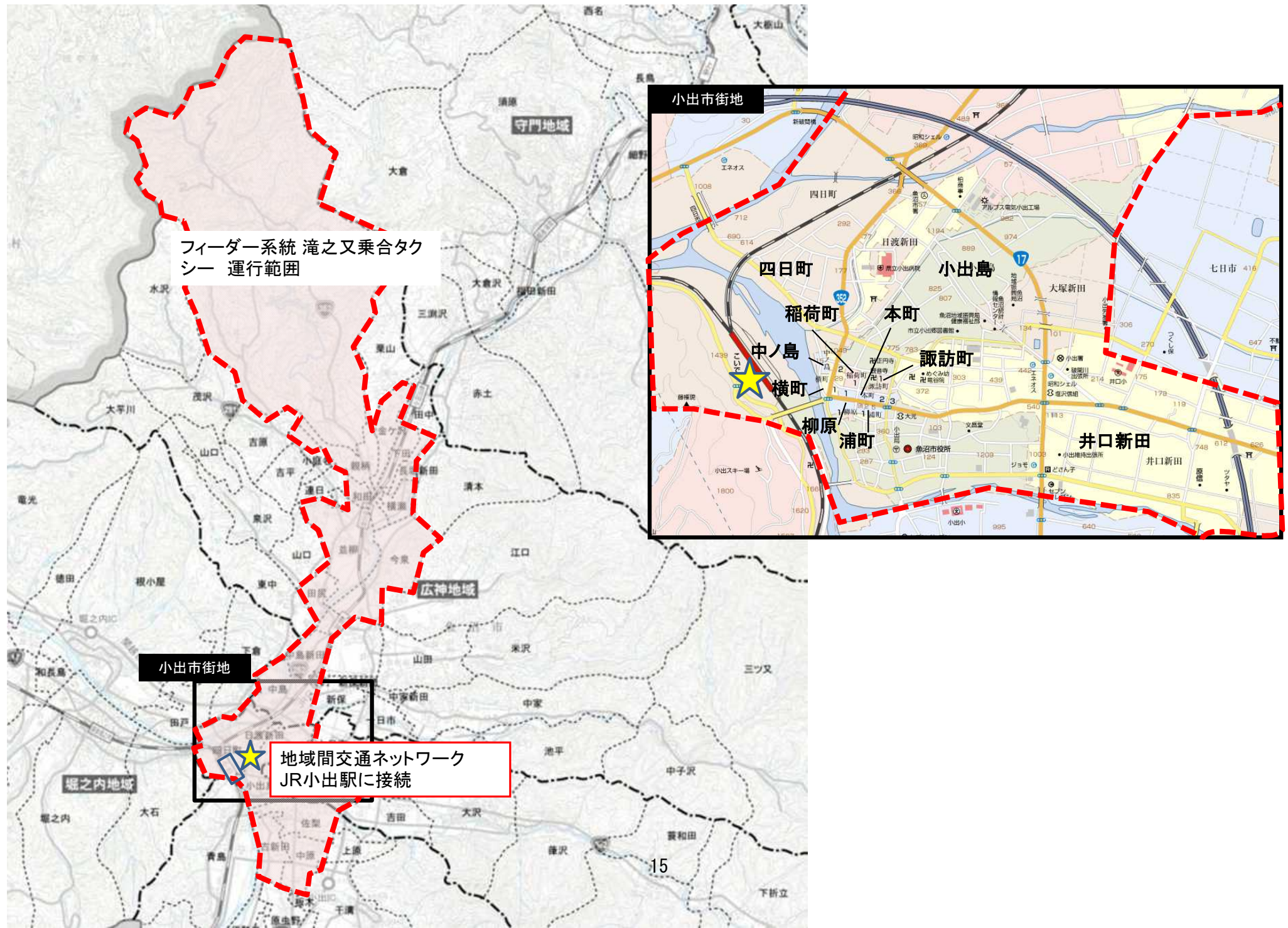
路線名と目次

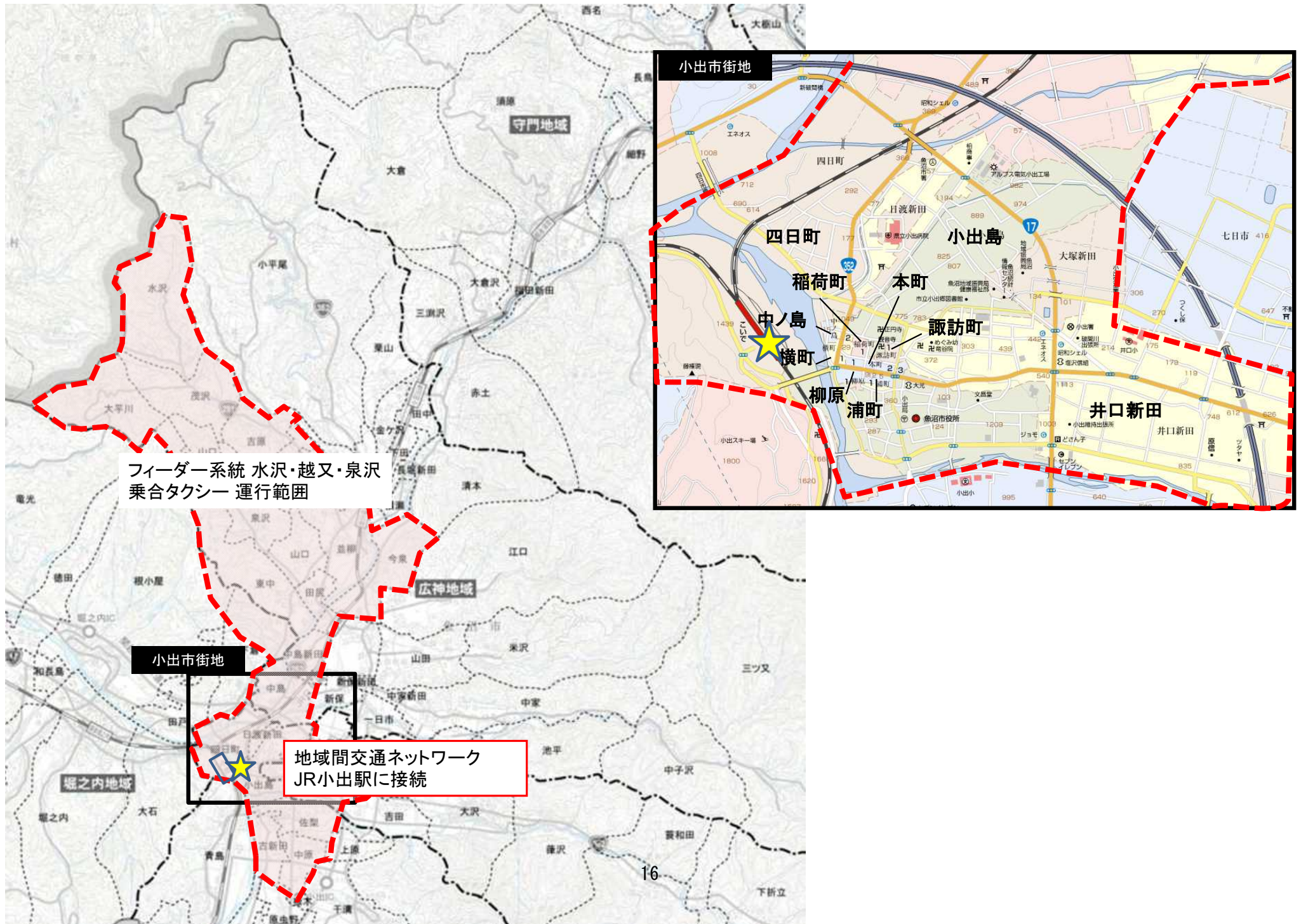
路線番号	路線名	地域	ページ
1・6	湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷	P2
2	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	広神	P3
3	三ツ又乗合タクシー	広神	P4
4	上稲倉・魚野地乗合タクシー	堀之内	P5
5	新道島乗合タクシー	堀之内	P6
7	滝之又乗合タクシー	広神	P7
8	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	広神	P8
9	福山新田乗合タクシー	守門	P9
10	高倉乗合タクシー	守門	P9
11	小出守門乗合タクシー	守門	P10
12	守門地域内フルデマンド便	守門	P10
13	AIオンデマンド交通のるーと魚沼	小出	P11











09 福山新田乗合タクシー



10 高倉乗合タクシー



11 小出守門乗合タクシー



12 守門地域内フルデマンド便

10





別 紙

令和 8 年 6 月 2 6 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、平成16年の市政施行以来、人口減少に歯止めが掛からず、少子化やマイカーに依存した生活形態の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にある。

これまで、乗合バス事業者の内部補助により乗合事業を継続することができていたが、収支状況の悪化や乗務員の高齢化、運転手不足等の影響により、路線の廃止や縮小が加速するなど、バス事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

本市のバス路線系統は、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域（守門、入広瀬地域）を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にして、市街地と周辺地域のほか、市外の生活圏域を結んでいる。

特に、地域間幹線系統バス路線については、市民の通勤・通学、買い物や高度医療機関への通院等、日常生活における移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な移動を担っており、鉄道や他の路線バスと接続するなど、公共交通ネットワークを構築する上で欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方で、運賃収入だけでは路線の維持が困難であることから、市が維持する地域内フィーダー系統である乗合タクシーとの接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・利用者数について、利便性を維持することにより現状維持を目標とする。
- ・収支状況について、運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。
- ・公的負担額について、人件費や物価高騰のあるなか現状維持を目標とする。
- ・地域公共交通を支える人材の確保
(第二次魚沼市地域公共交通計画 P75 から P76)

(2) 事業の効果

市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、通学や通院など、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながることが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・ 地域幹線系統の再編・維持の検討（魚沼市） ・ 中高生へのバス利用促進（魚沼市） ・ こどもへのバス利用意識の醸成（魚沼市・バス事業者） ・ 大型バスの運転体験機会を通じたドライバー希望者の創出（魚沼市・バス事業者） （第二次魚沼市地域公共交通計画 P61 から P71） 上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市地域公共交通協議会が実施主体となる。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 事業者乗降調査データを基にした定期調査 ・ 利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） ・ 住民ヒアリング（関係機関、福祉団体等）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
「別紙 生産性向上の取組」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日 (第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日 (第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日 (第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日 (第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日 (第 40 回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日 (第 41 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日 (第 42 回)	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日 (第 43 回)	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日 (第 44 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日 (第 45 回)	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日 (第 46 回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日 (第 47 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 9 月 24 日 (第 48 回)	運賃協議分科会の設置について協議し合意
令和 6 年 11 月 27 日 (第 49 回)	A I オンデマンド交通実証運行計画について協議し合意
令和 6 年 12 月 16 日 (運賃協議)	A I オンデマンド交通実証運行の運賃を協議し合意
令和 6 年 12 月 25 日 (第 50 回)	A I オンデマンド交通実証運行開始について
令和 7 年 1 月 7 日 (第 51 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 7 年 2 月 25 日 (第 52 回)	令和 7 年度地域間幹線系統の計画別紙変更を協議し合意
令和 7 年 3 月 27 日 (第 53 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 6 月 26 日 (第 54 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 9 月 16 日 (第 55 回)	魚沼市地域公共交通計画の変更について協議し合意
令和 7 年 11 月 7 日 (第 56 回)	第 2 次魚沼市地域公共交通計画作成について協議し合意
令和 7 年 12 月 2 日 (第 57 回)	第 2 次魚沼市地域公共交通計画作成について協議し合意
令和 8 年 1 月 14 日 (第 58 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 8 年 3 月 2 日 (第 59 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意
令和 8 年 6 月 26 日 (第 60 回)	令和 9 年度事業計画について協議し合意

19. 利用者等の意見の反映状況

バスの利用状況や利用者の行動データを分析し、利用者の移動ニーズや問題点の把握に努めている。

また、市民やバス利用者からアンケートを取ったり、市民団体等と意見交換を行うとともに、地元のコミュニティ等と連携し、利用者の意見を間接的に収集することにより、市民の共感を得ながら、事業者及び沿線自治体と協調した枠組みの中で、地域間幹線の維持・確保に取り組んでいる。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910

(所 属) 魚沼市市民福祉部交通政策課

(氏 名) 星 央巳

(電 話) 025-793-7803

(e-mail) kotsu@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域間幹線系統申請の概要

R9補助年度（令和8年10月1日～令和9年9月30日）																																				
申請番号	事業者名	運行系統名	広域行政圏 中心市町村名	起点	経由地	終点	系統が またがる 市町村名 (H13.3.31現在の 市町村単位)	系統キロ程			平 均 乗車密度 人	運 回 回	輸 送 量 人	計 画 実 走 行 キ ロ km	補 助 対 象 経 常 費 用 の 見 込 額 円	対 象 系 統 の 経 常 収 益 の 見 込 額 円	差 円	額 国庫補助金 内定申請額 円	補 助 対 象 系 統 の キ ロ 毎 た り 運 送 収 入 円	計 画 運 送 収 入 円	計 画 平 均 賃 率 円	計 画 平 均 乗 車 密 度 (再掲) J+E+K L	路線要件判定						R9年度 計 画 記 載 有 無	R7年度 計 画 記 載 有 無	備 考 今後の変更予定 時期・内容等					
								km															イ 運 行 数	ロ 複 心	ハ 中 回	ニ 3 回	ホ 輸 送	ヘ 赤 字				ト 運 送				
								往	復	平均																										
系統1	南越後交通バス(株)	六日町～小出(旧小出町)	(旧六日町)魚沼市(旧小出町)	六日町駅前(南魚沼市旧六日町)	新国道・小出駅前(魚沼市旧小出町)	魚沼市役所前(魚沼市旧小出町)	町、旧大和町)魚沼市(旧湯之谷村、旧小出町)	10.9	11.0	10.9	A	B	C	B×C D	E	F	G	F-G H		I	E×I J	K	3.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※1記入欄が足りない場合は付け足して下さい。(関数が入っているので、ご注意ください。)
※2水色の色つきセルには予め計算式が入力されていますのでご注意ください。

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程 (全体キロ)	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他系統との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率										
				起点	主な経由地	終点																						
①＝カッコ内																			②	①×②＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ブ
羽越	南越1		六日町～小出	六日町駅前	魚沼基幹病院 新国道 小出駅	魚沼市役所前	365	日	2054.0	回	3.7	20.3人	往 27.4km (平均) 復 27.7km 27.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	% 0.000	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 16.5km (平均) 復 16.8km 16.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	% 0.000	% 39.636								
合計			1系統									往 27.4km 復 27.7km	往 0.0km 復 0.0km		往 0.0km 復 0.0km	往 16.5km 復 16.8km	往 0.0km 復 0.0km											

合計 シート の申請 番号	往復	全体キロ程に対する市町村 内のキロ
南越1		10.9
		10.9

(2) 補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外の キロ程の比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	$\text{ヘ} \times \text{ワ}$ 以下の 額:カ	$(\text{d}+\text{e}+\text{f})/3=\text{ノ}$	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額
								基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
								経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 $\text{ヤ}'' \div \text{マ}'' = \text{d}$	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 $\text{ヤ}' \div \text{マ}' = \text{e}$	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 $\text{ヤ} \div \text{マ} = \text{f}$				
羽越	南越 1		39.636%	113,349.4km	39,495,464 円	100円.74銭		11,064,859 円	130,573.5 km	84円.74銭	12,240,170 円	119,310.6 km	102円.59銭	13,043,478 円	113,505.7 km	114円.91銭	11,418,818 円	28,076,646 円	17,772,958 円	17,772,958 円
合計				113,349.4km	39,495,464 円			11,066,913 円	130,577.2km		12,240,197 円	119,310.6km		13,043,478 円	113,505.7km		11,418,818 円	28,076,646 円	17,772,958 円	17,772,958 円

合計 シート の申請 番号	南越1
------------------------	-----

(3) 負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック 都道府県外乗入部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫補 助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	南越 1		7,044,489 円	7,044,489 円	5,123,264 円	5,123千円	2,561.5千円	28,076,646 円	25,515,146 円	2,561,500 円	10.0%	4,083,970 円	16.0%	16,948,187 円	66.4%	1,921,490 円	7.5%	国、県、南魚沼市
合計			7,044,489 円	7,044,489 円	5,123,264 円	5,123千円	2,561千円	28,076,646 円	25,515,146 円	2,561,500 円	10.0%	4,083,970 円	16.0%	16,948,187 円	415.0%	1,921,490 円	7.5%	

合計 シート の申請 番号	全体キロ程に対する市町村 内のキロ割合
南越1	39.636%

(1) 記載要領

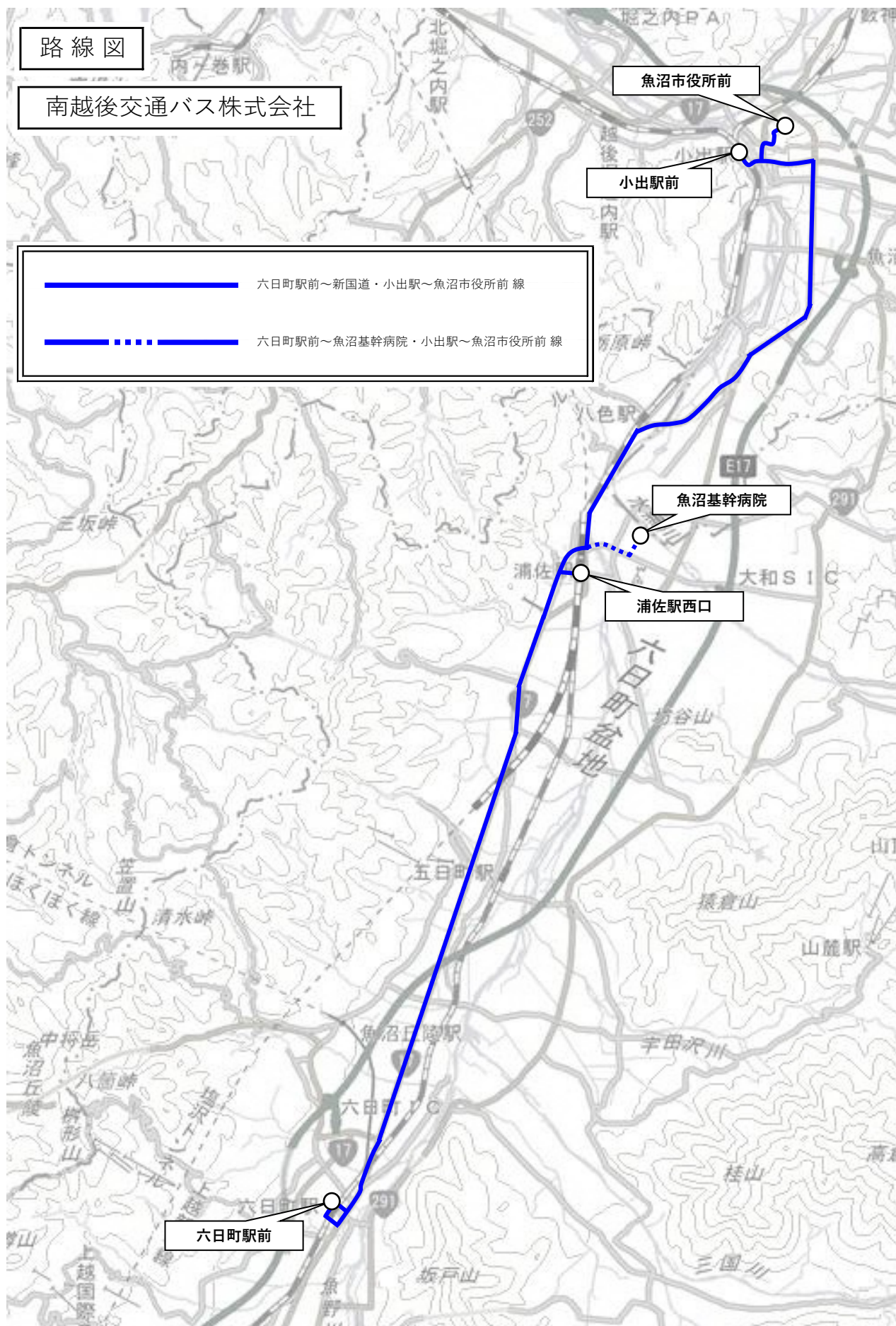
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によると。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によると。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごと―連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)―補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)―同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、要年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1―5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1―5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けた スケジュール	実施時期	系統毎の取組 系統見直し
新潟県	南越後交通バス株式会社		南越 六日町～小出	⑤⑦	南越後交通バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和9年1月頃までに検討	令和9年4月実施予定	



第二次魚沼市地域公共交通計画の変更（案）について

1. 協議理由

本計画に記載のある事業者の社名変更に伴い計画変更を行う必要があることが「魚沼市地域公共交通協議会規約第 5 条第 1 項第 1 号」に規定する「協議事項等」に該当するため。

2. 変更内容

変更前：南越後観光バス株式会社

変更後：南越後交通バス株式会社

3. 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4. 変更箇所

「第二次魚沼市地域公共交通計画」の以下のページ

P27、P28、P29、P32、P55、P56

5. その他

変更ページを次ページ以降に添付させていただきました。

お手数ですが、配布させていただいた「第二次魚沼市地域公共交通計画」の差替をお願いいたします。

2.6.5 市内の公共交通ドライバー数の推移

(1) バス事業者

○市内の路線バスの全路線を担う南越後交通バス（株）のドライバーは令和 3 年度から減少傾向にあり、令和 6 年度まで続いています。今後もドライバー数の減少が予想され、ドライバーの確保は急務となっています。

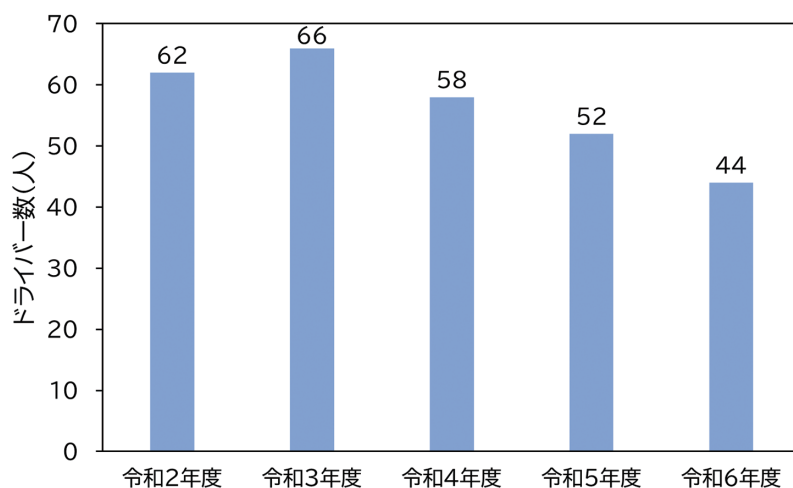


図 南越後交通バス(株)のドライバー数の推移

[出典] 南越後交通バス(株)

(2) タクシー事業者

○タクシーのドライバーは令和 2 年度から令和 6 年度にかけて、概ね横ばいに推移しています。しかし、バス事業者と同様に、高齢化等により減少する可能性があります。

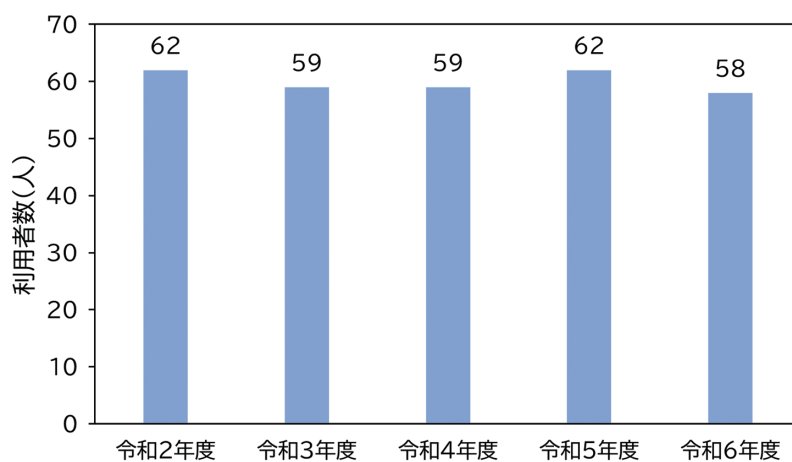


図 タクシーのドライバー数※の推移

[出典] 魚沼市資料

※市内4つのタクシー事業者のドライバー数の合計

2.6.6 路線バス

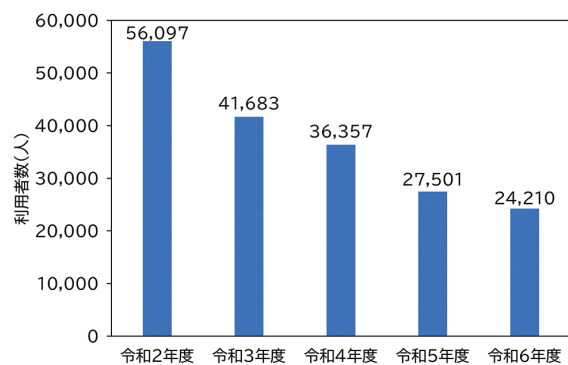
(1) 路線バス系統別利用者数の推移

○利用者数の推移は路線によって異なります。小出～小千谷線、小出～栃尾又温泉線、小出～六日町線（新国道経由）は年々減少傾向にあります。

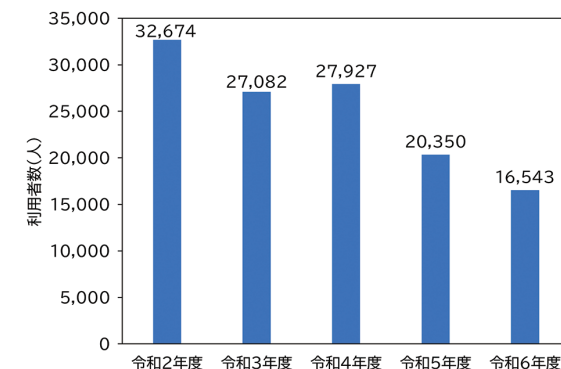
○一方で、小出～六日町線（魚沼基幹病院経由）は令和3年10月の運行開始から増加傾向にあります。

○令和4年度を境に小出～白栴線は増加から減少に、小出～小出高校線は減少から増加に転じています。

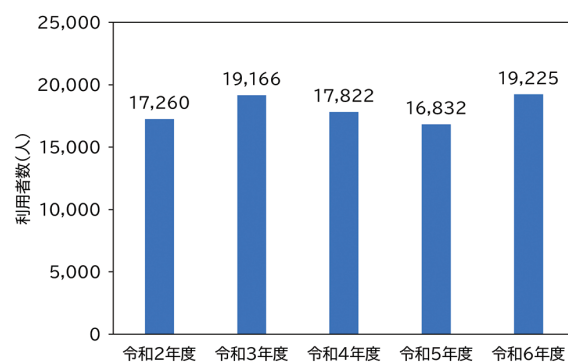
■小出～小千谷線



■小出～栃尾又温泉線



■小出～穴沢線



■小出～白栴線

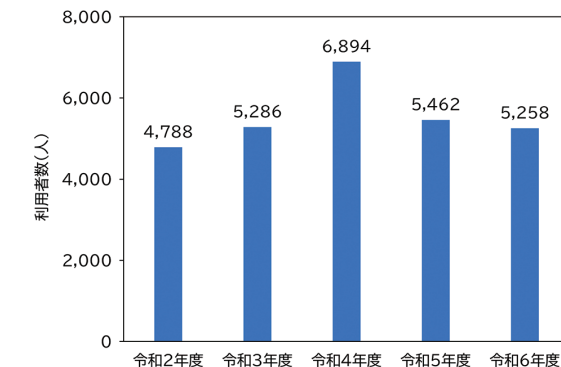
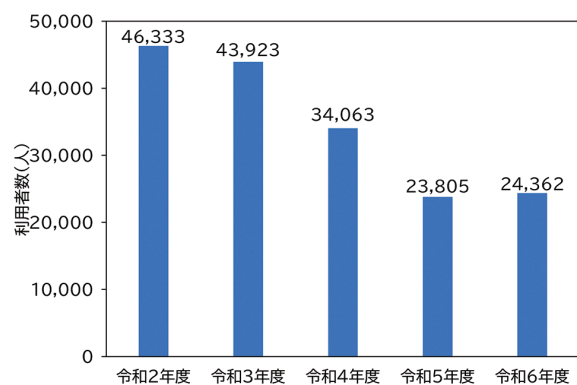


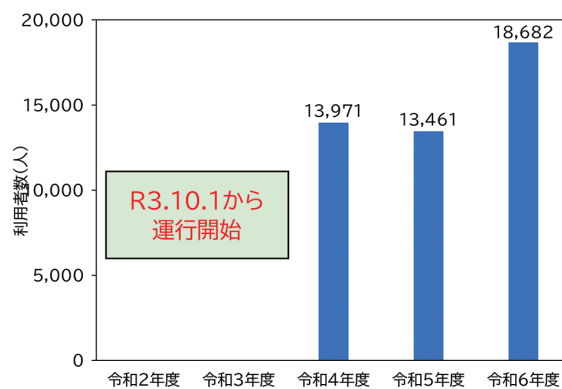
図 路線バスの利用者数推移（その1）

〔出典〕 南越後交通バス(株)

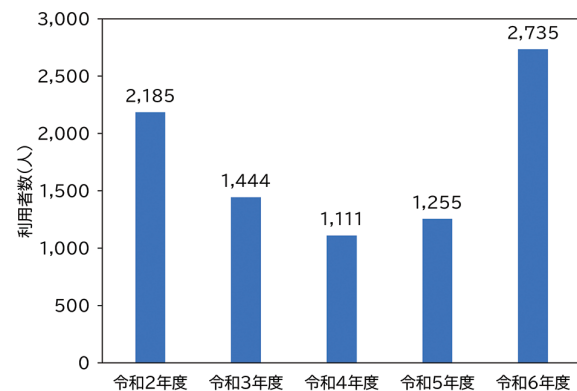
■小出～六日町線（新国道経由）



■小出～六日町線（魚沼基幹病院経由）



■小出～小出高校線



■浦佐駅～奥只見ダム線（急行）

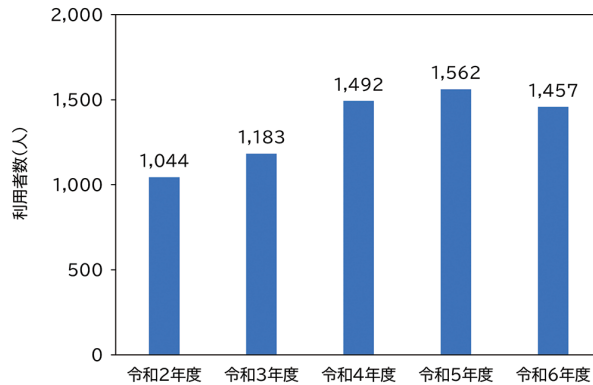


図 路線バスの利用者数推移（その2）

[出典] 南越後交通バス(株)

2.6.7 路線バスによる市外への利用状況（令和6年度）

(1) 小千谷総合病院～川口～小出営業所前線

○通過人数の推移から、上下線ともに魚沼市内の利用は少ないことから、市域を跨ぐ必要性が低く、システムのあり方を検討する必要があります。

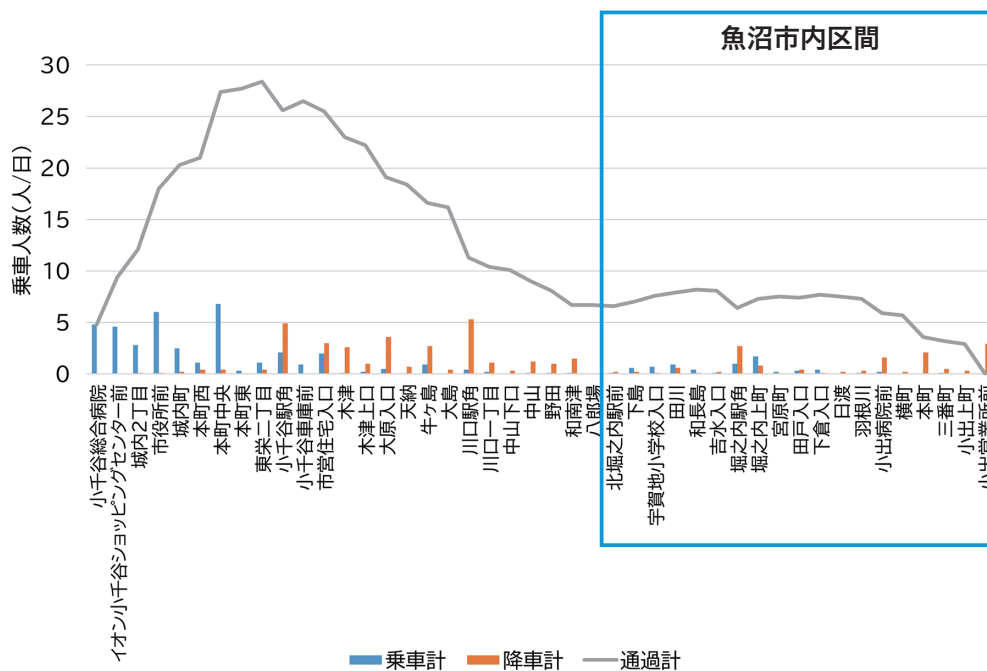


図 小千谷総合病院→小出営業所前（下り）

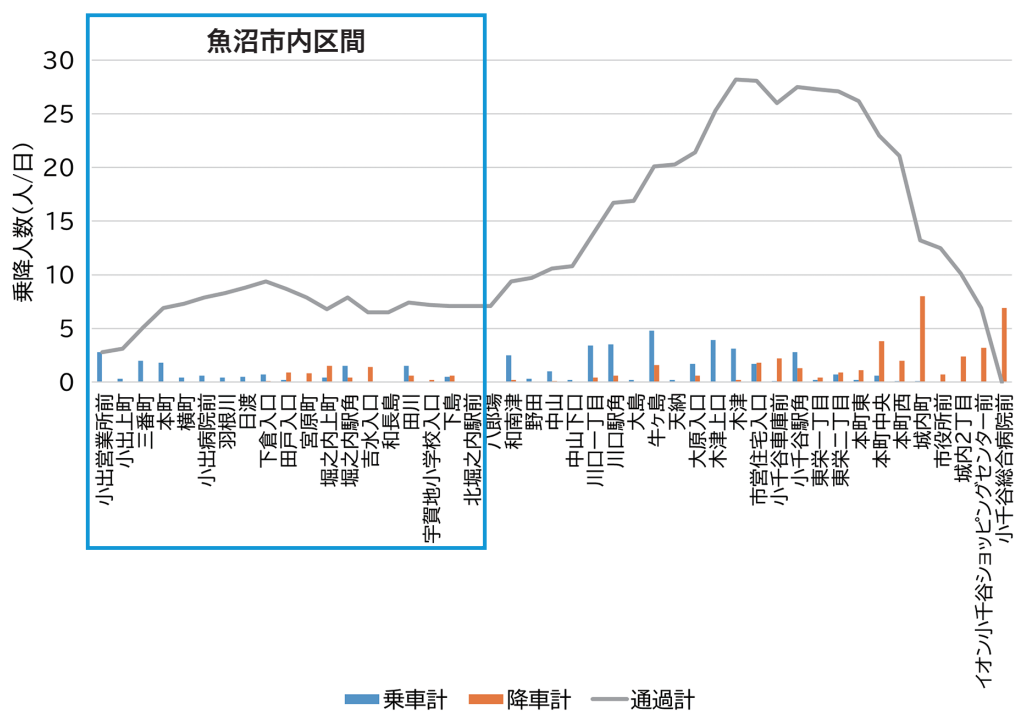


図 小出営業所前→小千谷総合病院（上り）

〔出典〕 南越後交通バス（株）

4.4 目指す地域公共交通網に関わる各交通手段の役割

○公共交通の機能、役割及び目的を分類し、以下のとおり整理します。

表 目指す地域公共交通網に関わる各交通手段の役割

交通手段	役割及び目的
鉄道（上越線）	○市域をまたいで広域的に他市町村と魚沼市を結ぶ基幹的な路線 ○定時定路線を基本とし、通勤・通学・通院・買物などの目的に対応
鉄道（只見線）	○観光資源としての役割も担い、地域間交流を促進する路線 ○定時定路線を基本とし、通学・通院・観光などの目的に対応
路線バス（市外）	○市域をまたいで広域的に他市（長岡市・南魚沼市など）と魚沼市を結ぶ路線 ○定時定路線を基本とし、通勤・通学・通院・買物などの目的に対応
路線バス（市内）	○小出駅や市役所周辺と地域拠点を結ぶ路線 ○市役所、病院、商業施設など主要施設を結ぶ路線 ○地域の特性に合わせて通院・買物・観光などの目的に対応
乗合タクシー	○多人数の輸送需要が少ない地域を対象とした区域運行型の乗合交通 ○地域の特性や需要に応じて通院・買物などの目的に対応 ○公共交通空白地域の移動利便性を補完
のりーと魚沼	○小出及び湯之谷の一部地域の区域運行型の乗合交通 ○小出地域内の移動利便性を高めつつ、システムによる輸送効率の向上を目指す ○小出地域内の通院・買物等の目的に対応
一般タクシー	○時間帯やエリアに制限なく自由に移動できる交通手段 ○他の交通手段を補完し、緊急時や柔軟な移動ニーズに対応
入広瀬 コミュニティバス	○地域住民の生活移動を支えるコミュニティ路線 ○入広瀬地域内の拠点（病院、商業施設、行政施設など）へのアクセスを確保 ○高齢者や交通弱者の移動手段としての役割を担う

4.5 地域公共交通確保維持事業等の必要性和実施主体

○路線バスや乗合タクシーについては、国の補助制度を活用し、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統の運行を維持していくことから、以下の表に補助対象路線を明示します。また、一部の系統については、新潟県生活交通確保対策補助金を活用して維持をしていきます。

表 地域公共交通確保維持事業等の必要性和実施主体

系統名	必要性・有用性	必要性・有用性	事業許可区分	補助
小千谷～小出線	魚沼市と小千谷市を結び、地域間移動や通勤・通学・通院・買物などを支える交通手段	南越後交通バス（株）	4条乗合（路線定期）	※1
小出～栃尾又温泉線	魚沼市内と温泉地を結び、地域間移動や観光・通勤・通学・通院・買物を支える交通手段	南越後交通バス（株）	4条乗合（路線定期）	※3
六日町～小出線（新国道経由）	魚沼市と南魚沼市を結び、地域間移動や通勤・通学・通院・買物などを支える交通手段	南越後交通バス（株）	4条乗合（路線定期）	※1

系統名	必要性・有用性	必要性・有用性	事業許可区分	補助
六日町～小出線 (魚沼基幹病院経由)	魚沼市と南魚沼市を結び、地域間移動や通勤・通学・通院(特に魚沼基幹病院)・買物などを支える交通手段	南越後交通バス(株)	4条乗合 (路線定期)	※1
のるーと魚沼	小出地域内の停留所間を自由に移動でき、好きな時間に予約ができる柔軟で利便性の高い交通手段 生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	(株)小出タクシー 奥只見タクシー(株) 観光タクシー(株) ひかり交通(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
湯之谷地域 乗合タクシー	湯之谷地域内と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)および観光の足としても利用される交通手段	(株)小出タクシー 奥只見タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
田中・清本・長松・米沢 乗合タクシー	清本・長松地域と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	(株)小出タクシー	4条乗合 (区域運行)	※2
三ツ又乗合タクシー	三ツ又地域と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	(株)小出タクシー	4条乗合 (区域運行)	※2
上稲倉・魚野地 乗合タクシー	上稲倉・魚野地地域と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	ひかり交通(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
新道島乗合タクシー	新道島地域と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	ひかり交通(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
滝之又乗合タクシー	滝之又地域と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	奥只見タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
水沢・越又・泉沢 乗合タクシー	水沢・越又・泉沢地域と小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	奥只見タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
福山新田 乗合タクシー	福山新田地域から小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	観光タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
高倉乗合タクシー	高倉地域から小出地域を結び、生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	観光タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
小出・守門 乗合タクシー	小出地域から守門地域(福山新田・高倉)への帰宅の移動を担う交通手段	観光タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
守門地域内 フルデマンド便	守門地域内の生活交通(通院・買物等)を支える柔軟な交通手段	観光タクシー(株)	4条乗合 (区域運行)	※2
小出～上条～穴沢線	魚沼市内の生活交通(通院・買物等)を支える交通手段	南越後交通バス(株)	4条乗合 (路線定期)	※3

※1 国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を活用

※2 国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

※3 新潟県生活交通確保対策補助金を活用